

第7回 富士市立中学校部活動地域移行協議会

令和8年2月13日（金）13:30～
富士市消防防災庁舎3階 研修室

次 第

1 報告事項

- (1) 実証的モデル事業報告・令和8年度の活動予定・・・資料1-1・資料1-2
- (2) 基本方針の名称変更について

2 協議事項

- (1) 基本方針（案）パブリックコメントについて・・・資料2・資料3
- (2) 富士市地域クラブ認定要件について・・・資料4・資料6
- (3) 受益者負担について・・・資料5
- (4) 指導者研修について・・・資料6
- (5) スケジュールについて・・・資料7

3 その他（連絡事項）

- ・サポーター制度について
- ・第8回富士市立中学校部活動地域展開協議会
日時：令和8年5月13日（水）13:30～15:30
会場：

【配布資料】

- ・次第（本紙）
- ・実証的モデル事業報告・令和8年度の活動予定 資料1-1・資料1-2
- ・富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針（案） 資料2
- ・パブリックコメントについて 資料3
- ・富士市地域クラブ認定要件について 資料4
- ・受益者負担について 資料5
- ・指導者研修について 資料6
- ・スケジュールについて 資料7

実証的モデル事業の報告（令和7年度実施分）

【実施事業一覧（スポーツ）】

活動名	実施日時	場所	参加者数	指導者数	備考
3 x 3 (バスケット ボール)	9月6日	旧吉原東中学校	21	1	
陸上	12月13日	富士市総合運動公園 陸上競技場	62	15	
	1月10日	〃	65	13	
バスケット ボール	10月25日	エスプラットフジスパーク	13	2	
	11月29日	〃	21	3	
卓球	11月9日	エスプラットフジスパーク	24	3	
	12月7日	〃	30	3	
ゴルフ	1月24日	富士川ゴルフセンター	1	1	
	1月25日	岩本山ゴルフ練習場	6	1	
	1月31日	ヤマキゴルフガーデン	2	1	
	1月31日	富士ゴルフセンター	7	1	

【実施事業一覧（文化）】

活動名	実施日時	場所	参加者数	指導者数	備考
K-POP (ダンス)	9月28日	WORX富士	45	2	
	10月26日	〃	34	2	
	11月30日	〃	27	1	
	12月14日	〃	24	2	
WEB開発	9月20日	WORX富士	2	1	
	9月23日	〃	3	1	
宇宙科学	11月2日	WORX富士	6	1	
	11月9日	〃	4	1	
国際観光	9月20日 ～ 2月21日	市内事業所会議室 その他の会場	8	2	関係スタッフ数名
色鉛筆アート	12月6日	教育プラザ	50	1	
和太鼓	1月18日	旧吉原東中学校	11	3	
吹奏楽	1月17日	田子浦中・岩松中	81・83	31	
	1月31日	田子浦中・岩松中 吉原北中	33・25・33	2・3・2	
	2月1日	富士中学校	40	3	

令和7年度実証的モデル事業の報告（前回報告以降のモデル事業）

〔スポーツ活動〕

【3×3】

9月6日（土）13:00～16:00

＜検証内容＞

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（1,000円）を徴収すること。

＜検証結果＞

- ①民間事業者に委託したことで、経験豊富な3×3日本代表コーチを招聘することができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
- ②部活動にはない種目に興味をもった子どもたちが参加し、バスケットボール競技とは異なるルールの中で、楽しみながら活動をすることができていた。小学生と中学生が同じ会場で活動したが、コートの中で活動場所を分けたり言葉がけを変えたりすることで、小学生も中学生と同様の練習メニューに意欲的に取り組むことができた。
- ③参加費を徴収したが、興味関心がある子どもたちは参加することが分かった。

その他の課題：東中体育館にはバスケットボールがない（バスケット部のない学校から借用し対応）

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、地域移行化の可能性を探っている。

【陸上競技】

12月13日（土）9:00～12:00

1月10日（土）9:00～12:00

＜検証内容＞

- ①教員や市職員、学生に指導を委託すること。
- ②技術段階に応じた技術指導を受けられること。
- ③参加費（1回500円）を徴収すること。

＜検証結果＞

- ①陸上専門の教員や市の職員、静岡大学の学生等、経験豊富な指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した練習をすることができた。アンケートでは、とてもやさしく教えてくれて楽しかったという感想が多かった。
- ②種目別に専門の指導者がいたため、より丁寧な指導を受けることができていた。
- ③アンケートからは、1か月当たりの会費は1,000円～2,000円が最も多かった。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、地域クラブの体制づくりを、引き続き検証していく。

【バスケットボール】

10月25日（土）8:00～11:00

11月29日（土）8:00～11:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②技術段階に応じた技術指導を受けられること。
- ③参加費（1回1,500円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、経験豊富な指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。エスプラットフジスパークは送迎バスを有しており、条件次第で利用可能であった。
- ②技能別で募集したことにより、初心者や小学生年代の児童も参加していた。技能別に指導者がいたため、より丁寧な指導をすることができていた。
- ③アンケートからは、1か月の会費は2,001円～3,000円が最も多かった。

（その他）

エスプラットフジスパークはスポーツ合宿施設であることから、使用できる可能性があるのは、土曜日は朝、日曜日は夕方となる。また、繁忙期は体育館等が使用できないが、合宿シーズン以外の閑散期は夜間利用がしやすい環境である。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、地域クラブ団体としての可能性を探っていく。

【卓球】

11月9日（日）15:00～18:00

12月7日（日）15:00～18:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②技術段階に応じた技術指導を受けられること。
- ③参加費（1回1,500円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、経験豊富な元日本代表選手であった指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。

②技術に応じて練習グループを分けたが、経験年数によって技術差があることから、会場内で臨機応変に練習を行った。

学校卒を超えて練習する子どもたちは、楽しそうに活動しており、技術習得に向けた意欲の向上が見られた。

指導者が個々に声を掛け、技術指導を丁寧に行っていたため、集中して取り組むことができていた。

③アンケートからは、1か月の会費は3,001円～4,000円が最も多かった。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度も地域展開の体制づくりを、引き続き検証していく。

【ゴルフ】

1月24日（土）16:00～18:00

1月25日（日）17:30～19:30

1月31日（土） 9:30～11:30 13:00～15:00

<検証内容>

①民間事業者に委託すること。

②参加できる学年を広げ、技術段階に応じた技術指導を受けられること。

③参加費（1回1,000円）を徴収すること。

<検証結果>

①民間事業者に委託したことで、経験豊富な指導者から指導を受けることができ、フォームやスイング、パター等、子どもたちは充実した指導を受けることができた。

②初心者や小学生年代の児童が参加していた。

初心者が多かったため、フォームの確認など、より丁寧な指導をすることができていた。

③アンケートからは、1か月の会費は3,001円～4,000円が最も多かった。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、地域クラブ活動の体制づくりを、引き続き検証していく。

〔文化活動〕

【K-POP ダンス】

9月28日（日）13:00～16:00

10月26日（日）13:00～16:00

11月30日（日）13:00～16:00

12月14日（日）13:00～16:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（1回1,000円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、K-POP ダンスの指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
- ②毎回、多くの募集がありダンスに興味がある子どもたちが多いことが確認できた。小学生、中学生年代の子どもたちを2グループに分けて指導することで、年代に応じたダンスをすることができていた。
- ③アンケートからは、1か月の会費は3,001円～4,000円が最も多かった。
(その他)
男女の偏りがあり、別性のアーティストグループのダンスを踊る参加者がいた。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度から地域クラブとして活動できるように準備を進めている。

【Web 開発】

9月20日（土）9:00～12:00

9月23日（火・祝）9:00～12:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること
- ③参加費（1回1,000円）を徴収すること

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、専門の指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
- ②参加者数は多くなかったが、興味がある生徒にはニーズがあることが分かった。
- ③アンケートからは、1か月の会費は1,000円～2,000円、3,001円～4,000円が適当だと回答していた。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度から地域クラブとして活動できるように準備を進めている。

【宇宙科学】

11月2日（日）13:00～16:00

11月9日（日）13:00～16:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（1回1,000円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、専門の指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
- ②参加者数は多くなかったが、興味がある生徒にはニーズがあることが分かった。
- ③アンケートからは、1か月（4か月分）の会費は1,000円未満、3,001円～4,000円が適当だと回答していた。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度から地域クラブとして活動できるように準備を進めている。

【国際観光部】

9月20日（土）～2月21日（土）全8回

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（8回で4,000円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、富士市について観光の視点から指導を受けることができていた。
- ②参加者は少数だったが、興味がある生徒にはニーズがあることが分かった。
また、全8回の内容を計画的に実施し、フィールドワーク、観光先進地への視察、観光提言書の発表など、部活動にはない活動をすることができた。
- ③活動が終了していないため、アンケートは未実施だが、参加費1回500円は参加しやすい設定であると考えられる。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、地域クラブ活動の体制づくりを、引き続き検証していく。

【現代アート】

12月6日（土）13:00～16:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（600円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、専門の指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
1人で50名を指導することは難しく、低学年の児童に担当が声を掛けたり、教材の回収等を行ったりすることもあった。
- ②50名の参加があり、興味がある児童生徒にはニーズがあることが分かった。
- ③アンケートからは、1か月の会費は1,000円～2,000円が最も多かった。

⇒本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度から地域クラブとして活動できるように体制を準備しようとしている。

【和太鼓】

1月18日（土）14:00～16:00

<検証内容>

- ①民間事業者に委託すること。
- ②部活動にはない種目を地域クラブ活動として実施すること。
- ③参加費（1,000円）を徴収すること。

<検証結果>

- ①民間事業者に委託したことで、専門の指導者から指導を受けることができ、子どもたちは充実した指導を受けることができた。
- ②参加者の学年を広げることで参加者数は多くなり、興味がある生徒にはニーズがあることが分かった。
- ③アンケートからは、1か月の会費は1,001円～3,000円が適当だと回答していた。

⇒今回は旧吉原東中の体育館を使用したけど、音が大きいため、同様の会場、時間帯で実施する場合には、会場や時間帯は考えていく必要がある。

本年度の実証的モデル事業の成果を踏まえ、令和8年度から地域クラブとして活動できるように体制を準備しようとしている。

【吹奏楽】

1月17日（土）13:30～16:00

1月31日（土）13:30～16:00

2月1日（日）13:30～16:00

< 検証内容 >

- ①楽器別練習から合奏までを実施すること。
- ②専門的な講師から指導を受けられるように実施すること。
- ③学校を会場として実施すること。
- ④参加費（2回で1,000円）を徴収すること。

< 検証結果 >

- ①楽器別練習から合奏までを地域移行に近い形で実施しようとしたが、部活動のコンクールの時期等の理由から、練習会から合奏までの期間が短い設定になってしまい、また、開催時期がこの時期しか設定できなかった。令和8年度も引き続き実施するためには、年度当初に部活動顧問や吹奏楽関係者と連携し計画していく必要がある。

楽器別練習会では、2エリアに分けて実施したため、各会場90人近い参加となり、校舎内、駐車場の誘導が必要になった。

- ②1回目の楽器別練習会では、31人の講師が指導者になった。子どもたちは、真剣な表情で演奏し、とても満足そうだった。講師が急遽参加できなくなった場合の対応には課題がある。また、持続可能な形にしていくための体制づくりも検証していく必要がある。
- ③昨年度、楽器を運ぶことに課題があったため、学校を使用した。大型の楽器を運ぶ課題があり、検証を続けていく。また、学校施設については、前日に鍵を借り対応した。
- ④アンケートからは、1か月の会費は1,000円～2,000円が多かった。

⇒引き続き、各校の顧問や吹奏楽関係者と協議を重ねて、地域移行のあり方を探り、実施方法を変更した形でモデル事業を実施していきたい。参加者が多くなるとマネジメントや駐車場のスタッフも必要なことから、持続可能な体制を検証していきたい。

令和 8 年度の実証的モデル事業活動予定（案）

令和 7 年度に引き続き、令和 8 年度においても、課題を洗い出すこととともに実施種目において円滑に地域移行等することを目的に、スポーツ・文化の各種目において実証的モデル事業を実施することを考えている。（令和 8 年度当初予算成立が前提）

1 R 8 年度実施見込種目（変更の可能性有）

令和 7 年度は、既存の部活動種目だけでなく、部活動にはない種目・活動をモデル事業として実施してきたが、令和 8 年度においては、これまでに実証的モデル事業を実施していない既存の部活動種目を中心に実施していく。

想定例：主に既存の部活動種目の実施を計画

今後、各種・活動関係者とヒアリング実施

- ・ソフトボール
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・卓球
- ・バドミントン
- ・吹奏楽 等

2 令和 8 年度の取組

- ・令和 8 年度も保険料を含む一定の参加費を徴収（額は可能な限り抑える。）
- ・令和 8 年度も様々な種目等において、民間事業者への委託を含めて実施し、また、市内各スポーツ団体・文化団体と委託・連携して実施予定

富士市部活動地域連携・地域展開
推進に関する基本方針（案）

令和8年3月



富士市・富士市教育委員会

【項目】

- 1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・P2
 - (1) 少子化による生徒への影響
 - (2) 教員の働き方への影響
 - (3) 国・市の部活動地域展開の動向
- 2 地域連携・地域展開推進に向けた基本方針・・・・・・・・・・P6
 - (1) 基本方針策定の趣旨等について
 - (2) 4つの基本理念について
- 3 地域クラブ活動・・・・・・・・・・P8
 - (1) 本市で展開する地域クラブ活動
 - (2) 改革実行期間及びその後の地域連携・地域展開について
 - (3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ① 参加者
 - ② 組織体制
 - ③ 活動場所
 - ④ 活動回数・活動時間
 - ⑤ 参加費等
 - ⑥ 保険加入
 - ⑦ 指導者等
- 4 大会の参加等・・・・・・・・・・P12
- 5 その他・・・・・・・・・・P13
- 6 用語解説・・・・・・・・・・P14

1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題

(1) 少子化による生徒への影響

中学校の部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかしながら、急激な少子化により、「単独校で団体競技のチームが編成できない」「部活動の種類に応じた顧問を配置できずに廃止する」「設置されている部活動の種類が少ない」などという状況が生まれている。

現状を把握するため、令和6年10月に、市内中学1・2年生を対象に「学校部活動や地域でのクラブ活動における意識調査」を行った。この調査から、現在部活動に在籍している生徒であっても、「在籍する学校に一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がない」という生徒が増加傾向にあることや、さらに、部活動には加入せずに、「部活動以外の教室・クラブに所属で活動している（7%）」生徒や「何も活動していない（6%）」生徒も増加の傾向にあることが分かった。調査時点では「在籍する学校に一番取り組みたい部活動がある（70%）」の割合が高いが、各校の部活動の設置数の減少等により、今後減少していくことが予想される。（図1）

「学校部活動や地域クラブ活動における意識調査」から一部抜粋

（R6. 10. 4～10. 25実施 中学1・2年生対象 N=2613）

図1 あなたの学校には、あなたが一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がありますか。

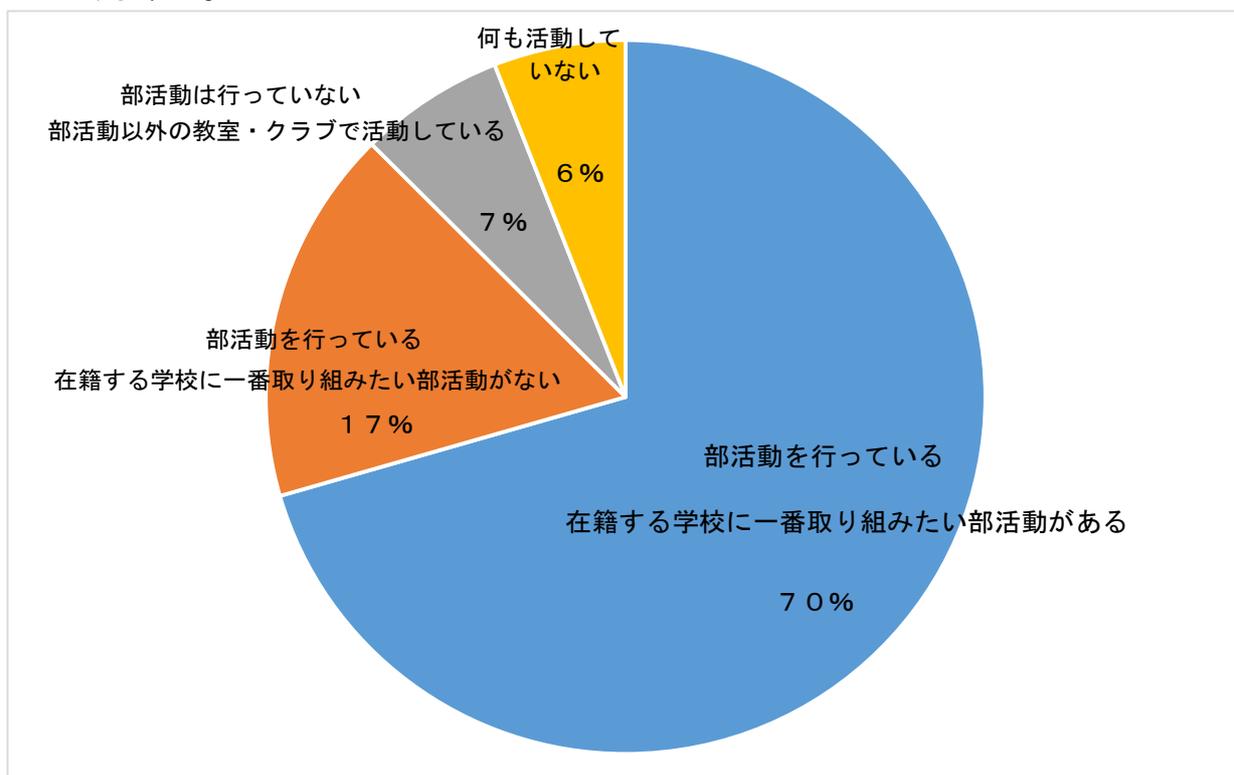
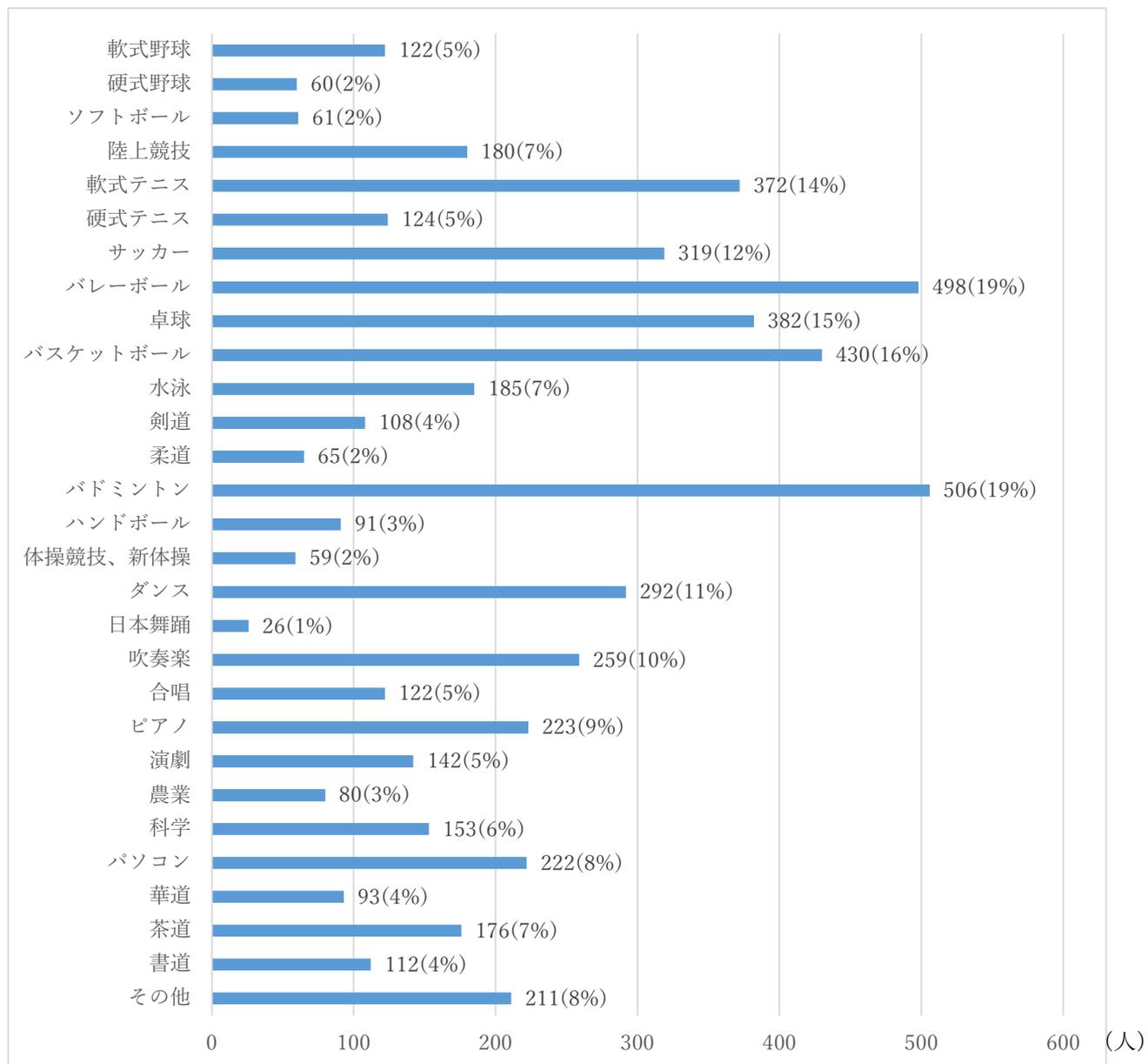
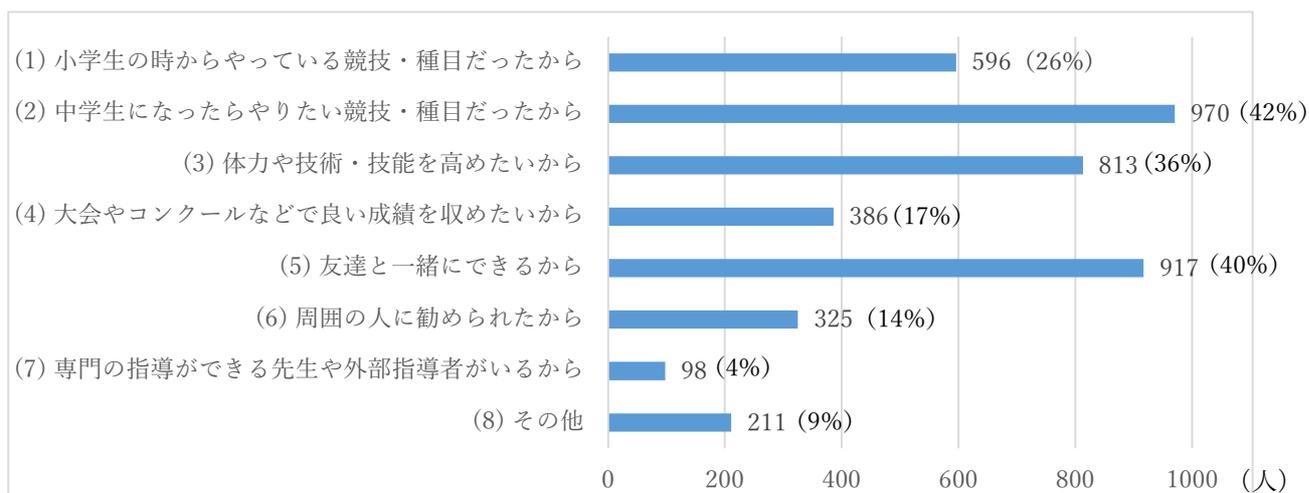


図2 現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。(複数回答可)



全ての生徒を対象にした質問「現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。」(図2)では、「バドミントン(19%)」「ダンス(11%)」「ピアノ(9%)」「パソコン(8%)」など、部活動にない活動をしたくと回答する生徒が多数いた。一方で、「バレーボール(19%)」「バスケットボール(16%)」「軟式テニス(14%)」「卓球(15%)」「サッカー(12%)」「吹奏楽(10%)」など、現在部活動にある活動をやりたいと考えている生徒も多くいることが分かった。(図2)

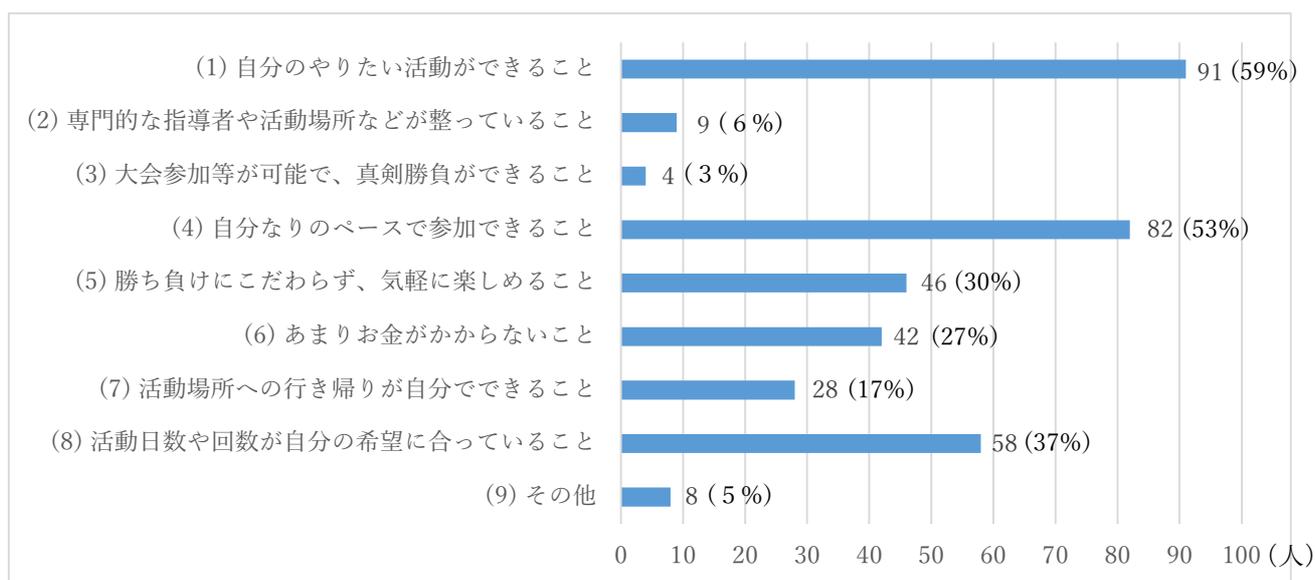
図3 あなたが部活動に加入した理由は何ですか。(複数回答可)



部活動に所属している生徒は、部活動に加入した理由として、「中学生になったらやりたい競技・種目だったから (42%)」「友達と一緒にできるから (40%)」「体力や技術・技能を高めたいから (36%)」などと回答しており、活動を通して仲間づくりや体力づくり・技能の向上を目指したいと考えていることが推察できた。

一方で、「大会やコンクールなどで良い成績を取りたいから (17%)」「専門の指導ができる先生や外部指導者がいるから (4%)」と回答した生徒は少数であり、多くの生徒が部活動を、競技志向以上に生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動として捉えていることが確認できた。(図3)

図4 現在、部活動にも地域クラブ活動にも所属していないと答えた人にお聞きします。どのような条件であれば、スポーツ・文化芸術活動を行ってみたいと思いますか。(複数回答可)



また、現在、部活動にも民間クラブ活動にも所属していない生徒の回答からは、「自分のやりたい活動ができる（59%）」に加え、「自分なりのペースで参加できる（53%）」「活動日数や回数が自分の希望に合っている（37%）」「勝ち負けにこだわらず、気軽に楽しめる（30%）」などの活動であれば参加してみたいという回答を得た。（図4）

これらのことから、学校教育としての部活動だけでは、多様化している生徒のニーズに応じた活動を保障することは困難となっている。現在の部活動が担っている教育的意義を継承しつつ、どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化芸術活動などに取り組むことができるよう、地域全体で学びの機会を提供できる新たな環境の整備が必要である。

(2) 教員の働き方への影響

これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に部活動は運営されてきたが、部活動は、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。

さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない状況があることや、各種大会への引率や大会運営及び競技審判業務への参画も求められる点など、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

一方で、地域クラブの指導者として活動したいという教員については、地域連携や地域展開が進んでいった場合でも、引き続き指導者として活躍できる仕組みの構築を検討している。

本市では、「富士市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年10月）」及び「富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）」を踏まえ、子どもの細かな変化に気付けるよう、心身のゆとりの必要性、このための自己研鑽、リフレッシュする時間等の確保や在校時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を一層推進している。特に、中学校において、部活動指導により超過勤務時間が多く発生していることから、[※]「富士市中学校部活動ガイドライン（令和7年3月）」に則り適切な休養日や活動時間の確保に努めている。

しかしながら、令和6年度に静岡県中学校体育連盟が公立中学校を対象に実施した「静岡県運動部活動実態調査」のうち、富士市における担当する運動部活動の種目経験がある教職員は、49.16%となっており、半数は全く経験のない種目を指導してい

※ 富士市中学校部活動ガイドライン

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/documents/1673/rn201a000001mftk.pdf>



る状況にある。未経験種目の指導は、時間的・身体的・精神的に大きな負担となっている。

(3) 国・市の部活動地域展開の動向

こうした少子化の影響や教員の働き方等の部活動に係る環境の改善を図ろうと、国は、令和4年12月に部活動の改革に関する総合的なガイドラインを示した。また、スポーツ庁・文化庁の有識者会議による令和7年5月の最終とりまとめでは、部活動の「地域移行」を「地域展開」という名称に変更すると同時に、令和8年度から10年度までを前期、令和11年度から13年度までを後期の改革実行期間とした。

この期間内に、休日については、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すことを公表した。また、平日についても地域展開を推進することを示した。

このような動きを受け、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」、令和6年度には「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を設置して協議を行うなど、部活動の地域連携・地域展開の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域展開推進に向けた基本方針

(1) 基本方針策定の趣旨等について

この富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果や令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念とする。

- ①どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ②休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

①【どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる】

「1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題」にあるとおり、様々なスポーツ・文化活動が社会で取り上げられ、子どもたちがやってみたい活動のニーズは年々多様化しているが、部活動として設置できるスポーツ・文化活動は限られており、ミスマッチが生じている。

そこで、これまでやっていた部活動を単に地域主体に移行するだけでなく、部活動にない種目や活動も含めて選択の幅を広げるなど、豊富な経験の場の設定をするとともに、自分のやりたい活動が選択できる環境を整えて、自己決定の場の拡大をしていく必要がある。

また、子どもたちがスポーツ活動や文化活動の技術差にかかわらず参加できることや、家計が厳しい家庭の子どもも参加できることも大切にしたい視点である。

②【休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する】

現在の部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。危機管理や大会の運営なども担い、教員にとって部活動は大きな負担となっているのが現状である。

部活動は学校の安全管理下での活動であるため、適切な活動が実施できるよう「富士市中学校部活動ガイドライン」に沿って指導がされているが、教員の負担はいまだ大きいことは否めない。

一方で、部活動指導を率先して行いたいと考えている教員もいることから、指導を希望する教員については、地域連携や地域展開が進んだ場合も、引き続き指導者として活躍できる環境を目指す。

③【子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する】

子どもたちにとって安全で、かつ、充実したスポーツ活動や文化活動にするためには、多くの人々の支援や協力が欠かせないが、持続可能な仕組みにするためには、こうした支援や協力は、一部の人だけが担うのではなく、多くの人で分かち合うことが望ましい。

また、保護者には、子どもたちの送迎等を依頼することも考えられることから、子どもたちやその保護者の負担をできるだけ少なくする必要がある。

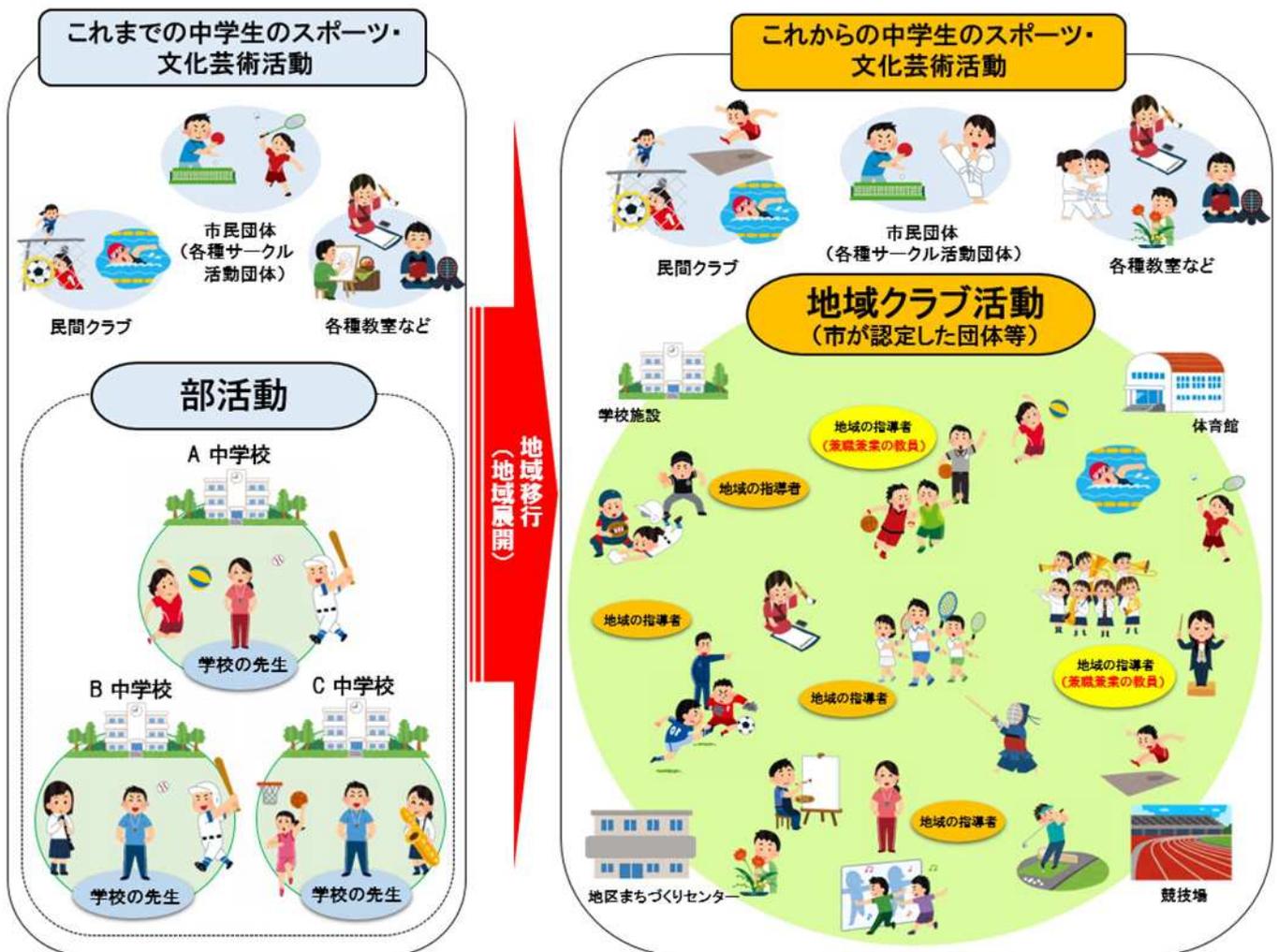
④【地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる】

中学生が、休日の地域クラブ活動に参加していくことで、地域のスポーツ・文化活動のすそ野が広がり、市民のスポーツ・文化活動が一層活性化していくものとする。また、中学生にとっても、活動を通して、異世代と関わることができ、貴重な経験を積むことができることを期待できる。

3 地域クラブ活動

(1) 本市で展開する地域クラブ活動

【今後のスポーツ・文化芸術活動のイメージ】



地域クラブ活動は、市が認定した団体の地域の指導者が、子どもたちを指導する。

部活動から地域クラブ活動への移行・展開 (生徒の活動を絶やさない環境づくり)

- 従来、学校内の人的・物的資源 (学校の施設を含む) によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく。

本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の健全な成長を促してきたこれまでの部活動の教育的意義を継承しつつ、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働していくことを目指している。

また、既存の部活動にある種目に新たな種目を加え、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動、柔軟なルール等に基づく活動など、多種多様な選択肢から生徒のニーズに応じた活動ができる環境を構築していく。

さらに、色々な活動をしてみたいという子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯にわたって楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。

なお、子どもたちの様子を関係者間で把握するため、地域クラブ活動の実施に当たっては、中学校と相互に連携を図りながら行うものとする。

(2) 改革実行期間及びその後の地域連携・地域展開について

国は、令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動において地域展開に向けた取組を推進している。そのため、本市においても、休日の部活動については、地域クラブ活動の体制が整備された種目から順次実施していく。平日についても、国は地域連携・地域展開を推進していることから、今後の国等の動向を注視しつつ、本市でも引き続き検討していく。

平日の部活動については、「思いやりの心や自主性・社会性の育成、豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長、体力向上や健康増進等を図ることなどにおいて、教育的に意義の高い活動であること」「生徒の放課後の居場所としての役割があること」「任意加入のため、生徒自身で加入するかどうかの判断が可能であること」等の理由から、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が移行した種目における平日の部活動についても、当分の間、活動を継続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止することもある。

また、既存の部活動にない種目が、地域クラブ活動として平日・休日共に実施されるような場合は、生徒は、平日の部活動を含め、自らが選択した活動に取り組むことができる。

【スケジュールイメージ】

区分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度以降	時期未定
平日	中学校部活動	→				→
	地域クラブ活動		中体連後	→		
休日	中学校部活動	→				(完全移行)
	地域クラブ活動		→			

準備が整った種目から順次地域展開
令和 8 年度中体連後の新チームからを想定

平日については、国等の動向を注視し、
引き続き検討し、準備が整い次第展開

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

①参加者

- ・希望する市内在住の全ての中学生とする。現在、私立中学校に通っている中学生も対象とする。
- ・小学校高学年においても、本人や保護者の希望があれば、参加できる。

②組織体制

次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

・運営団体

当面の間、富士市教育委員会が運営団体を担い、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘・育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

・実施主体

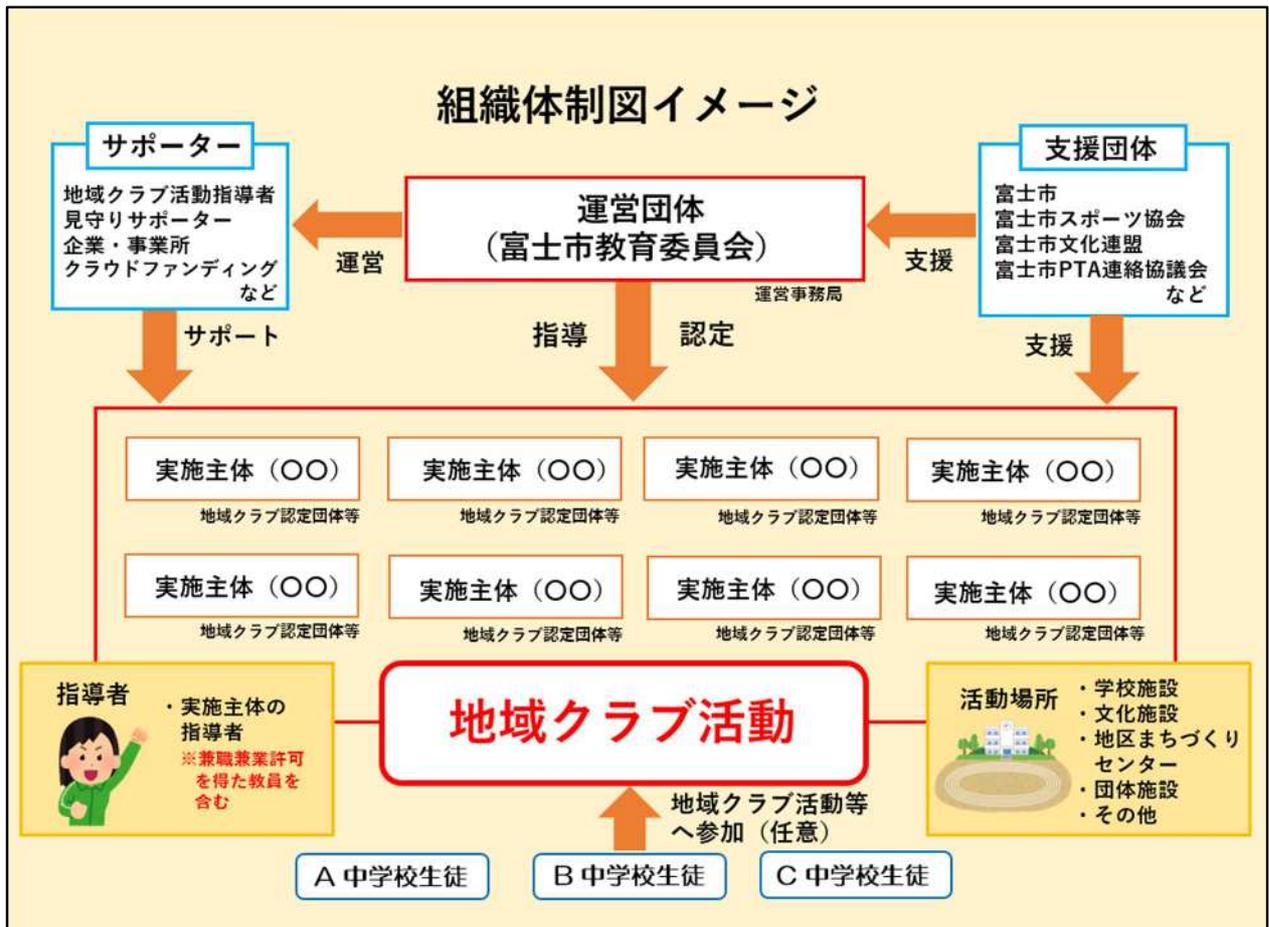
各活動については、運営団体によって認定された団体が担う。

既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定される。

実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動に係る消耗品費、指導に係る謝金、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定める。

【組織体制図イメージ】



③活動場所

- ・地域クラブ活動は、学校施設・地区まちづくりセンター等を基本の活動場所とする。
- ・必要に応じて公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- ・保護者の送迎の負担の軽減に配慮するため、荷物や距離によっては、ヘルメットの着用、保険の加入等を条件として自転車による活動場所への移動を認める。

④活動回数・活動時間

- ・成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、過度な負担とならないよう、また、健康に生活を送れるよう、本市の中学校部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とする。

○平日

- ・少なくとも、週に1日以上 of 休養日を設ける。
- ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。

○週休日 (学校休業日)

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、3時間程度を原則とする。

⑤参加費等

- ・地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・実施主体は、参加費の公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する会計報告を適切に行うものとする。
- ・実施主体は、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定する。
- ・運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる。

⑥保険加入

- ・地域クラブ活動の参加者及び指導に携わる指導者等は、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入する。
- ・運営団体は、けがや事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性、けが、事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して保険の加入を義務付ける。

⑦指導者等

- ・指導者には、参加者の心身の健康管理やけが防止に努めることや、体罰やハラズメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、運営団体は指導者に対し、運営団体等が実施する研修への参加を義務付ける。
- ・指導者等は、運営団体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・指導を希望する公立学校等の教職員等については、地域クラブ活動における指導者等の兼職兼業を認める。
- ・子どもたちの活動を支えるためのサポーター制度を構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・サポーター制度については、運営団体が別に定める。

4 大会の参加等

- ・運営団体、実施主体は、地域クラブの中体連等の大会・コンクール参加規程を注視し、生徒の大会等への参加機会を確保できるよう適切に対応する。
- ・地域クラブの大会・コンクール等の参加に当たっては、中学生の教育上の意義とともに、中学生、保護者及び指導者にとって過度な負担とならないことを考慮する。
- ・大会・コンクール等の引率は、地域クラブの指導者による。
- ・運営団体は、スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会・コンクール、高い水準や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会・コンクールなどの多様な場を開催できるよう、スポーツ協会や文化連盟等と連携し、より多くの生徒が参加機会を得られるように働きかける。

5 その他

- ・地域展開の体制が整うまでは、部活動における部活動指導員や外部コーチの活用と
いった地域連携についても推進していく。詳細は「富士市中学校部活動ガイドライ
ン」による。

6 用語解説

凡例 P 1 〇〇〇 : 数字は掲載ページ

P 5 (部活動の) 地域連携・地域展開

- ・地域連携：休日の学校部活動を、地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が外部指導者や部活動指導員として指導に当たる。
- ・地域移行：休日は学校部活動としてではなく、地域クラブとして活動する。指導は地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が担う。
- ・地域展開：部活動の地域移行に向けた取組を検討するスポーツ庁・文化庁の有識者会議である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中で、「『地域移行』という名称を『地域展開』に変更」した。今ある部活動の形のまま運営を地域に移すのではなく、「学校内で運営されてきた活動を地域に開き、地域全体で支えていく」というコンセプトであり、学校を含めた地域ぐるみの取組。

P 5 教員の働き方

現在、教員の働き方について、課題となっている。国は、教員の長時間労働を是正し、教育の質を向上させるため、ガイドライン策定や ICT の活用、教員業務支援員の配置などを推進している。各自治体においても、勤務時間管理の徹底、業務の見直し、部活動改革などの取組が進められている。

P 5 富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）

教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目指して策定された。「人的資源の配置・活用」「校務の分類・整理と見直し」「教職員の働き方の見直し」「効率的・効果的な部活動の実現」「地域・家庭、関係機関との連携・協働」「教育委員会から学校へ依頼する業務の見直し」の6項目を取組の柱とした。

P 5 富士市中学校部活動ガイドライン（令和7年3月）

富士市立中学校の部活動の運営に当たり、次に掲げる必要な事項を定めるもの

- ・部活動の所属について
- ・部活動運営体制の確立について
- ・計画的な活動スケジュールの設定について
- ・事故やけが、緊急時に備えた体制について

- ・生徒が自立して主体的に取り組む力の育成について
- ・練習方法の工夫・体罰等の禁止について
- ・部活動の設置基準と活動時間及び休養日の設定について
- ・部活動支援のための制度の活用について
- ・部活動地域展開に向けての準備について

P 6 改革実行期間

文部科学省は、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置付け、令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期とした。休日の部活動については、令和13年度までに、原則、全ての部活動において地域展開を実現するとした。また、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しての実現を目指すことが望ましいとするとともに、平日の部活動についても更なる改革を推進するとした。

P 6 富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会

富士市立中学校における部活動について、少子化による中学校単位での活動の困難さの解消及び教員の働き方改革の観点から、部活動の地域移行を段階的に進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見または助言を求めるため、令和5年度に開催した意見聴取のための会議。

P 6 富士市立中学校部活動地域移行協議会

教育委員会が、富士市立中学校の部活動の地域移行に関する事項について協議するため、令和6年度に設置した教育委員会の附属機関。

P 6 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

スポーツ庁及び文化庁が策定した、部活動と地域クラブ活動のより良い在り方を示す指針。このガイドラインは、学校、教員、地域指導者、地域団体など、関係者全体が連携し、生徒にとってより良いスポーツ・文化芸術環境を整備するための指針となることを目指している。

P 8 地域クラブ活動

部活動地域展開における地域クラブとは、これまで学校が主体となり実施されてきた部活動を、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校と地域が連携・協働して生徒の活動の場を提供する取組。

P13 部活動指導員

学校教育法施行規則に定められた非常勤の学校職員。校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができ、報酬が支払われる。

P13 外部コーチ

顧問の教員とともに、技術指導等を行う外部指導者。単独での指導は原則行うことはできない。報酬等の有無、勤務条件等は市町村や学校によって異なる。

「富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針」（案）」の
パブリック・コメントに対する意見及び回答（市民からの意見）

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市教委の考え方	反映結果
1	<p>【パブリック・コメント「目的記載」の不備について及び説明責任と透明性確保のための再手続の要請】</p> <p>本件「富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針（案）」に係るパブリック・コメント募集に関して、次の3点で重大な懸念がございます。</p> <p>それらは、市民に対する説明責任および透明性の欠如に起因するものであり、本案の再手続を強く求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 募集ページにおける「目的」の記載内容 2. 基本方針（案）における「目的」の構造 3. パブリック・コメント後の決定スケジュール <p>のいずれにおいても、市民に対する説明責任および透明性の観点から不十分であり、富士市パブリック・コメント制度実施要綱第1条が掲げる目的（市民への説明責任の徹底・行政運営の透明性の確保）に照らして重大な懸念があります。</p> <p>よって、「目的の明示」と「手続スケジュールの再検討」を行ったうえで、改めてパブリック・コメントを実施すべきです。</p> <p>1 パブリック・コメント募集ページの「目的」記載の問題</p> <p>現在の募集ページでは、パブリック・コメント募集の「目的」として、「子どものニーズに応える」「スポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる機会の確保」が前面に掲げられています。しかし、これは『子どもを前面に置いた一面的説明』であり、以下の政策背景が全く示されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化に伴う部活動環境の変化 ・教職員の長時間労働の是正（働き方改革） ・国のガイドラインに基づく「部活動の地域移行」の政策的誘導 ・財政負担・人的資源制約の中での行政とし 		

での選択

これらは、協議会資料・議事録、国・県の通知等に繰り返し示されている『本件の出発点』であり、本来は市民が意見形成するうえで欠かせない情報です。本来の最大目的でありながら、募集目的に記されていないことは、説明責任が十分に果たされていないと考えます。

2 「基本方針（案）」側の構造的な問題
基本方針（案）は「現状と課題」から始まり、「基本方針の目的」という独立した項目が存在しません。

- ・部活動の現状
- ・少子化・教員負担
- ・国の改革方針

等は列挙されているものの、富士市として「なぜ地域移行を行うのか」という政策目的が条文化されていないという欠陥があります。

一方で、パブリック・コメント募集ページでは依然として「子どものニーズ」「機会の確保」のみが説明されているため、市民は「なぜ今、地域移行が必要なのか」「どのような不利益や負担が生じ得るのか」を判断できません。結果として、行政側の背景（労務問題、財政制約、国ガイドラインとの整合性）を覆い隠した構図となっており、説明責任・透明性の観点から重大な問題があります。

3 パブリック・コメント制度実施要綱との関係（制度的・法的観点）

富士市パブリック・コメント制度実施要綱第1条で、

- ・市民参画の機会保障
- ・説明責任の徹底
- ・行政運営の透明性

を制度の目的として掲げています。

また、第2条では、「策定案の公表 → 意見募集 → 意思決定」の過程において、市民が判断できる材料を提示する義務が導かれています。

しかし現状は、

- ・募集ページの目的から背景情報が欠落
- ・基本方針側にも政策目的の条文化が存在しない

という構造であり、市民に判断材料が十分提供されている状態とは言えません。これは、要綱第1条が求める説明責任・透明性に反する恐れが極めて高いと考えます。

<p>4 パブリック・コメント後のスケジュールと「形だけの参加」に終わる危険性 事務局は以下のスケジュールを想定していると理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月1日～令和8年1月5日：パブリック・コメント実施 ・令和8年2月：最終協議会にて取りまとめ ・令和8年3月：基本方針決定・公表 <p>しかし、本件指摘は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「目的記載」そのものへの疑義 ・基本方針（案）の構造上の欠陥（目的条文の不存在） <p>という、パブリック・コメント手続自体の前提条件に対する指摘であり、「軽微な修正」で済む性質のものではありません。にもかかわらず、予定どおり3月決定に突き進むことは、『意見募集は形式だけで、実質的な市民参画は行われなかった』と評価されかねず、要綱第1条の趣旨に反します。またパブリック・コメントは「全国誰でも意見提出可能」である制度であり、特定の中学生保護者だけが理解すればよいという性質のものではありません。</p> <p>5 求める対応（具体的要請） 以上を踏まえ、以下の対応を求めます。</p> <p>① 募集ページの「目的」欄を再記載すること 「子どものニーズ」だけでなく、次を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化による部活動環境の変化 ・教職員の長時間労働是正 ・国ガイドラインによる地域移行要請 ・財政・人的制約の中での行政としての選択 <p>② 基本方針（案）に「本方針の目的」項を新設し、条文化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市として何を最優先目的とするのか ・教育的意義と労務負担軽減の関係 ・子ども・保護者・地域・教職員の利害調整（負担のバランス） ・後の検証可能性 <p>③ パブリック・コメントのスケジュールを再検討すること 目的記載・方針案が不十分な現状で手続を進めるのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的記載を修正 ・基本方針（案）を必要に応じ改訂 ・そのうえで改めてパブリック・コメントを実施という手順が、要綱の趣旨（市民参画・ 	<p>5</p> <p>① 本件の検討に当たっては、「少子化に伴う部活動環境の変化」「教職員の長時間労働の是正」「国のガイドラインに基づく部活動の地域移行の推進」といった要素が背景となっていることは事実であり、これらはこれまでの協議会資料等にも示してきたところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、募集ページの記載内容について、上記の背景が適切に理解できるように、必要な見直しを検討します。</p> <p>② 本方針案は条例や規則とは異なり、行政としての「考え方」「方向性」を示す文書として整理しています。そのため、法令文書のような条文化ではなく、「背景・方針・具体」の構成で示しており、独立した「目的条文」は設けていません。しかしながら、目的の明確化が読み手の理解には重要であると認識しています。いただいた指摘は今後の文書改善の参考とします。</p> <p>③ パブリック・コメント制度実施要綱との関係について、制度目的である市民参画・説明責任・透明性の観点から、募集ペー</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
---	--	----------------------------

	<p>説明責任・透明性)に沿うと考えます。</p> <p>6 結び</p> <p>本意見は、本方針(案)そのものの“賛否”ではなく、『市民が意見形成できるだけの情報と、筋の通った目的説明が示されているか』という、パブリック・コメント制度の根幹に関わる問題提起です。「基本方針」が令和8年3月に決定されれば、その後の具体的な運用は教育委員会に委ねられ、市民の影響力は現実的に限定的にならざるを得ません。このままでは、市民参画は形骸化し、パブリック・コメント本来の目的が損なわれるおそれがあります。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的の率直な明示 ・背景事情の共有 ・スケジュールの慎重な再検討 <p>は不可欠であり、再度パブリック・コメントを実施することを強く求めます。以上について、総括的解答ではなく、個別具体的な解答を求めます。</p>	<p>ジの記載内容や手続の進め方に課題があるのではないかと御指摘を受け、真摯に受け止めています。</p> <p>現行の募集ページにおいて、本方針の目的及び背景事情等が十分に示されていないのご意見については、必要な情報提供のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。また、基本方針(案)についても、政策目的の示し方を含め、表現の分かりやすさに留意する必要があると認識しています。</p> <p>一方で、パブリック・コメントの実施時期や手続の進め方については、本市としての全体スケジュールや関連施策との調整を踏まえて判断しているところです。基本方針の決定時期を示しているのは、国の動向や関係団体との調整、今後の予算編成・体制整備のスケジュールを踏まえ、全体の移行プロセスを市民の皆様にお知らせするためのものです。国は令和8年度からを改革前期としており、あらかじめ時期を明示することにより、今後の見通しを共有することを目的としております。</p>	
2	<p>基本方針「令和8年3月決定・公表」の根拠提示の要請</p> <p>本件パブリック・コメント募集と併行して、基本方針の「令和8年3月決定・公表」が前提として示されています(基本方針表紙の年月記載による)。</p> <p>各種資料から、行政側の想定スケジュールは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パブリック・コメント募集期間：令和7年12月1日～令和8年1月5日 2. 令和8年2月頃 協議会開催 3. 同年3月 基本方針決定・公表であると受け止めています。しかし、第6回協議会議事録(7頁)には、事務局より「本協議会終了後、議会説明・部長会議を経て、年末から年始にかけてパブリック・コメントを実施する」との発言が記載されています。 <p>この発言内容からは、パブリック・コメントが実施されることは確認できていますが、その後続く基本方針の決定時期が、なぜ『令和8年3月』とあらかじめ固定されているのか、その具体的根拠について説明がありません。</p> <p>教育委員会は、本来政治的に独立した意思決定機関であり、パブリック・コメントは単な</p>		

	<p>る形式的手続ではなく、基本方針の内容や方向性に影響を及ぼし得る制度です。それにもかかわらず、募集時点で「令和8年3月決定・公表」が事実上既定路線として運用されているのであれば、市民参画は形骸化したものと受け取られかねません。</p> <p>については、次の点について明確に説明を求めます。</p> <p>① 基本方針を令和8年3月に決定・公表するとする具体的根拠（法令・制度・内部手続等）</p> <p>② パブリック・コメントの結果により、決定時期または内容を変更する余地があるのか否か</p> <p>なお、回答に当たっては、総括的・抽象的な説明ではなく、個別具体的な説明を求めます。</p>	<p>① 本市では、国及び県の部活動地域移行に関する方針や、令和8年度以降の学校現場での準備期間を確保する必要性を踏まえ、年度当初からの開始が望ましいと判断しています。このため、令和8年度当初に学校を含め関係機関へ明確な方針を提示できるよう、制度設計の進行管理上、令和8年3月までの決定を目安として設定しています。</p> <p>② パブリック・コメントは、本市の意思決定に反映させることを目的として実施するものであり、寄せられた意見の内容によっては、基本方針の記載内容の見直しを行う場合があります。</p>	<p>3</p> <p>3</p>
<p>3</p>	<p>本基本方針（案）は、富士市における中学校部活動の地域移行を進めるにあたり、今後の制度設計および運用の前提条件を定める、極めて重要な指針であると認識しています。基本方針は、個別具体的な運用を直ちに確定する文書ではないとしても、「制度の方向性・前提・判断基準を固定する文書」であり、その内容は市民の将来的な選択肢や負担構造に直接影響を及ぼします。</p> <p>そのため、市民がパブリック・コメントとして実効性のある意見を述べるためには、「判断に必要な基本的情報が一定程度提示されていること」が不可欠です。以下、本基本方針（案）について、現段階では整理が不十分と考えられる点を中心に、制度改善の観点から意見を述べます。</p> <p>1. 教職員の働き方に関する位置付けの整合性について</p> <p>【現状の整理】</p> <p>本基本方針（案）5 ページでは、部活動が教職員にとって大きな負担となっていることを背景に、地域移行の必要性が説明されています。一方で、協議会資料（認定要件）においては、地域クラブ認定の効果として「希望する教職員の兼職兼業」が挙げられていま</p>	<p>1 学校部活動の現状として教職員の負担が大きいことは、本市としても課題と認識しています。認定地域クラブへの教職員の兼職兼業については、あくまで指導を希望する教職員が、任意で携わることができる選択肢として位置付けているもので、教員負担軽減の取組と矛盾するものではありません。関与の範囲や報酬の考え方については、関係法令との整合を確認しながら、整理していきます。</p>	<p>3</p>

<p>す。この二つの記載は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担軽減を主目的とする説明 ・教員の関与を制度的メリットとして位置付ける説明 <p>が並立しており、制度として目指す方向性が市民にとって「不透明」な状況を生んでいます。</p> <p>【要請】 教員の関与を前提とするのであれば、その範囲・任意性・報酬の考え方を整理し、負担軽減を主目的とするのであれば、教員関与を制度的な効果として掲げる 妥当性について、基本方針段階での明確な説明を求めます。</p> <p>2. 教職員関与を「制度上のメリット」と位置付けることと受益者負担の関係について</p> <p>【現状の整理】 本基本方針（案）および協議会資料においては、地域クラブ認定の効果として「希望する教職員の兼職兼業」がメリットの一つとして位置付けられています。一方、地域クラブ活動は、参加費等の受益者負担を原則とする運営形態であることが示されており、教職員が地域クラブに関与する場合、その報酬原資は、少なくとも一部は保護者負担に由来する構造となることが想定されます。この点について、教職員の働き方改革を目的として地域移行を進める一方で、その制度的効果として新たな収入機会を明示的にメリットとして掲げることは、受益者負担との関係において慎重な説明が求められる論点です。</p> <p>【要請】 教職員の兼職兼業を制度上の「メリット」として位置付けるのであれば、その報酬原資が受益者負担に含まれることを前提とし、今後の制度運用における指針を明示することが保護者に対する説明責任であると考えます。</p> <p>3. 受益者負担構造と「年間総費用モデル」の提示について</p> <p>【現状の整理】 本基本方針（案）では、「参加費は可能な限り低廉に設定する」とされていますが、参加費・保険料・大会費・備品費・移動費等を含めた「年間総費用モデル」は示されていません。現在の保護者負担金額よりも実質的な増加が予見される中で、総費用の目安が示されないままでは、市民は家計への影響を具体的に判断することができず、意見形成が抽象的なものにならざるを得ません。</p>	<p>2 地域クラブに教職員が関与する場合、その財源は基本的に受益者負担となりますが、地域企業等の支援により補填される可能性もあります。市としては、参加費が過度にならないよう留意しつつ、報酬水準を整理していきます。</p> <p>3 現段階では、種目ごとの活動内容、用具等、既存団体の体制等が大きく異なるため、一律の年間費用モデルを提示することは困難です。ただし、参加費の目安や市の支援等に関する考え方については、市民が事前に判断できるよう、今後整理を進めていき、可能な限り明らかにしていきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p>
--	--	-------------------

<p>【要請】 標準的な活動を想定した年間総費用モデルの考え方、および市による公的負担と受益者負担の関係性について、指針となる数値を明示してください。個別具体的運用段階での「予想以上の負担増加」による困惑を避けるための整理を強く求めます。</p> <p>4. 「非営利」概念と運営原価の整理について</p> <p>【現状の整理】 事務局からは「非営利であるため低廉」との説明がなされていますが、非営利組織であっても運営継続のためには人件費・施設管理費・事務局経費等の「原価」が発生します。どの費用を原価として認め、どのように参加費に反映させるのかが示されなければ、非営利性そのものが負担の妥当性を担保するとは言えません。</p> <p>【要請】 運営原価として想定される費用項目の整理と、非営利性が参加費抑制にどのように機能するのか、その具体的な仕組みを基本方針段階で示すことを要請します。</p> <p>5. 認定クラブと既存民間クラブとの差異について</p> <p>【現状の整理】 認定クラブには教育的配慮や低廉な参加費が求められる一方、用具・ユニフォーム・大会参加費等の実費負担については、既存の民間活動と同様の負担が生じ得ることも示されています。制度上の差異がある以上、費用面での実質的な違いも明示されなければ、市民は適切な選択判断を行えません。</p> <p>【要請】 既存民間クラブと認定クラブにおける、生徒・保護者の経済的負担の違いについて、考え方を整理して提示してください。</p> <p>6. 認定権限と人材関与・費用原資の整理について</p> <p>【現状の整理】 教育委員会は認定権限を有し、認定団体には教職員（現職・退職者）が関与し得る制度設計となっています。一方で、当該人材に係る報酬原資の公費・受益者負担の区分が示されていません。認定権限・人材関与・費用負担の関係は、制度の透明性確保の観点から、基本方針段階で整理されるべきガバナンス</p>	<p>4 非営利であっても運営に必要な費用が発生することは認識しています。認定要件の策定に当たっては、参加費が妥当な範囲に収まるよう、必要な仕組みの整理を進めます。</p> <p>5 認定地域クラブについては、教育的観点からの配慮及び参加費の低廉化を求めます。一方、競技運営上必要となる実費は発生します。種目ごとの費用面にどのような差異が生じるかについては、認定要件や市の支援内容の整理が進んだ段階で、可能な限り提示していきます。</p> <p>6 認定団体と教職員関与の関係性については、利害関係の透明性を確保することが重要であると認識しています。報酬支払い方法、公費と受益者負担の区分、人材関与の条件等については、認定要件において整理できるよう検討していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
---	---	----------------------------

	<p>上の論点と考えます。</p> <p>【要請】 人材関与と報酬原資の考え方について、利害関係の透明性を確保するための整理方針を示してください。</p> <p>【結び（市民判断の前提として）】 以上の通り、本基本方針（案）には、制度の前提を固定する文書として看過できない未整理・矛盾点が複数存在します。事務局は、受益者負担の目安や認定基準の詳細について、「今後整理していく」「基本方針に基づき別途定める」といった説明を繰り返していますが、これは本方針の決定後、市民による関与余地が事実上消失することを鑑みれば、市民参画の機会を形骸化させるものと言わざるを得ません。</p>		
4	<p>全ての部活動を地域に移行するのではなく中学の先生でも指導したい方もいると思います。そう言った中学はそのまま存続させるべきではないでしょうか。</p>	<p>部活動の地域移行は、全ての部活動を一律に地域へ移すことを前提とするものではなく、学校の状況、地域の受け皿の状況、教職員の意向等を踏まえて、段階的に進めることが必要であると認識しています。しかしながら、本市においては、学校や生徒数によって、子どもたちの活動が左右されないよう、活動環境が整備された種目・活動ごと地域移行していきます。</p> <p>教職員が地域クラブで指導を希望する場合は、教職員の負担軽減や働き方改革の趣旨を踏まえた活動も可能です。地域移行の目的や地域の実情を踏まえつつ、生徒にとって最適な活動環境を確保できるよう、引き続き検討していきます。</p>	2
5	<p>基本方針に対する意見ということで、少しズレた内容かもしれませんが、デジタル、パソコン関係の部活？が多すぎるような気がしました。授業でもデジタル漬け、家でもスマホやデジタルを使用する時間が年齢と共に多くなる中、デジタルデトックスの時間を意識して作っていかないと、取り返しのつかないことになると思います。現代最強のドラッグとも言われているデジタル機器です。他国では、デジタル媒体から紙媒体に戻した国も増えてきています。推進しまくるのではなく、使用時間を考えて欲しいです。目だけでなく、脳も慢性疲労を起こします。精神を病む子が増えるだろうと思いますし、デジタルに依存し、それがないと何もできない大人、自分で思考できない大人を作り上げることになるかと危惧します。</p>	<p>デジタル機器の長時間利用による心身への影響についてのご懸念は、本市としても重要な視点であると認識しています。デジタル分野の活動は生徒の興味関心の多様化に対応するための選択肢として位置付けていますが、同時に、デジタル機器の適切な利用時間や、生徒の健康への配慮が必要であることも認識しています。</p> <p>部活動においても、生徒の健康面に配慮しながら、活動時間や内容について適切に運営されるよう、学校や関係者と連携してまいります。</p>	5

6	<p>基本方針（案）(2)「教員の働き方への影響」においては、これまで教員が部活動指導を担ってきたことによる時間外勤務の増加、休日勤務、危機管理対応、専門外種目の指導負担等が列挙され、教員にとって部活動が大きな負担となっている現状が示されています。しかしながら、当該記載は、教員の負担の実態を示すことに主眼が置かれており、『なぜそのような状態が長年にわたり是正されてこなかったのか』すなわち、過去の部活動運営における行政の管理・統治の在り方についての整理や検証が示されていません。</p> <p>その結果、本基本方針（案）における(2)の記載は、教員の負担という結果のみを前提として制度転換の必要性を説明する構成となっており、『行政の管理責任（ガバナンス）の検証』を経ないまま、部活動運営に関する責任の主体のみを外へ移転させる「論理構成」となっているように読み取れます。特に、どの主体が、どの判断により、どの課題を認識しながら、なぜ改善に至らなかったのかという点が整理されていないことは、『制度転換の妥当性を市民が理解する上で重要』な論点であると考えます。</p> <p>制度の見直し自体を否定するものではありませんが、教員の負担軽減という結果論の提示にとどまるのではなく、これまでの部活動運営における行政の関与、判断、管理の在り方について、少なくとも基本方針（案）の中で整理の方向性が示されるべきです。</p> <p>【結び】</p> <p>繰り返しになりますが、本件パブリック・コメントは、『基本方針（案）を市民として深く理解する過程において生じた論点』を整理し、意見として提示するものです。</p>	<p>これまで教職員の部活動指導が長時間勤務の一因となってきた経緯については、本市だけでなく全国的な学校運営の構造的課題として指摘されてきたものです。</p> <p>本基本方針（案）では、まず現状の課題を示すことに主眼を置いて記載しておりますが、これまでの部活動運営の在り方や行政の関与等について検証が必要であるという御意見は重要な視点として受け止めます。</p> <p>本市としては、国のガイドライン、働き方改革の動向や学校現場の実態を踏まえ、これまで改善に向けた取組を進めてきました。しかしながら、十分な成果が得られていない点も含め、引き続き検討が必要であると認識しています。</p> <p>今回の地域移行は、教職員の負担軽減のみを目的とするものではなく、生徒にとって望ましい活動環境の確保と持続可能な運営体制の構築を図る観点から進めるものです。</p>	3
7	<p>【教職員の「地域指導」における法的性格の矛盾と、働き方改革との整合性について】</p> <p>基本方針「(2) 教員の働き方への影響」では、部活動が教職員にとって精神的・時間的に大きな負担となっており、長時間勤務の主要因であることが明示されている。教職員が恒常的に余裕のない勤務実態に置かれているという行政自身の認識である。</p> <p>その一方で、「地域クラブの指導者として活動したいという教員については、引き続き指導者として活躍できる「新たな仕組みの構築を検討している」と記載されており、両者の記述は制度上、明確な緊張関係にあり「論理破綻」と考える。</p> <p>新たな「仕組み構築」をする事により、学校</p>		

	<p>教育の外側で教職員が「指導報酬（アルバイト料）」を得る仕組みを、保護者の「受益者負担（参加費）」によって支える構造は、公教育の建前を借りた不当な二重報酬の疑いがあり、認めることはできない。</p> <p>①行政自ら「多忙が主因」と認めておきながら、看板を地域クラブに掛け替えるだけで教員を現場に留め置くことは、ガバナンス（統治・管理）の放棄である。</p> <p>②給特法による「教職調整額（見なし残業代）」が現行法令で担保されている中で、さらに保護者から直接報酬を徴収する仕組みは、法令の趣旨を逸脱し、教育の機会均等を歪める恐れがある。</p> <p>当該関与が学校教育の一環であるならば、職務としての位置付け・責任範囲・報酬の扱いを制度上明示する必要があります。（基本指針には一目で市民が理解可能な文言がない）一方、教育の一環でないのであれば、教職員の関与を制度の前提条件とすること自体が不適切です。</p> <p>③これは「働き方改革」ではなく、単に「行政が負うべき人件費と責任を市民に転嫁しただけの副業推奨」に過ぎない。</p> <p>については、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものとする。</p>	<p>① 認定地域クラブでの教職員の指導は、学校の職務としてではなく、任意の兼職兼業としての位置付けと整理を進めています。したがって、学校教育活動とは区別され、法令上の職務義務や責任とは異なる扱いとなります。</p> <p>教職員の負担軽減が必要であるという認識に変わりはありません。兼職兼業を可能とする仕組みは、負担を前提とするものではなく、認定地域クラブ指導者としての希望者が任意で関与できる選択肢として検討しているものです。学校全体としての負担軽減と矛盾するものではないと考えます。</p> <p>② 地域クラブ活動に教職員が兼職・兼業として携わる場合の報酬は、教職員としての本務による校務分掌や業務命令に基づく勤務とは区別されるものです。したがって、教職調整額（いわゆる教職員の「教職調整手当」）の趣旨を損なうものではありません。</p> <p>また、地域クラブにおける保護者負担については、団体が、その実施内容・運営形態に応じて適切に設定するものであり、学校教育活動とは区別されます。これにより、教育の機会均等に支障が生じないように、必要に応じて自治体が減免措置や支援策を講じることが可能です。「法令趣旨の逸脱」や「教育の機会均等を歪めるおそれ」が生じるものではありませんが、地域クラブ活動の適正な運営と負担の公平性の確保に努めてまいります。地域クラブにおける指導者報酬費は、クラブ運営費の一部として整理される見込みです。参加費の在り方については、過度な負担とならないようにします。</p> <p>③ 本取組は、学校が担ってきた業務の一部を地域と連携して担うことで、教員が本来の教育活動に専念できる環境整備を進めるものであり、「行政が負うべき人件費と責任を市民に転嫁する」といった御指摘には当たらないと考えています。行政としても、地域クラブ活動の運営が適切に行われるよう、必要な支援を継続してまいります。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
8	<p>【教育行政のガバナンス不全、および「受益者負担」の美名による無責任な責任転嫁について】</p> <p>本方針案において、あたかも当然の前提とし</p>		

	<p>て「受益者負担」なる言葉が多用されている事態は極めて不自然であり、行政の傲慢である。教職員の多忙（P2）を理由に地域移行を正当化し、その運営コストを安易に市民へ押し付ける構造は、行政の管理不全による「ツケ」の転嫁に他ならない。教職員は入職時に部活動指導の位置付けを承知し、それを受け入れて職に就いたはずであり、行政側の「長年の不作為」を市民の金銭負担で解決しようとする論理は、こじつけが甚だしい。</p> <p>①令和2年の「業務改革プラン」等が機能せず、教職員の多忙を放置し続けたのは、富士市教育委員会の管理能力不足、すなわちガバナンスの失敗である。</p> <p>②教育環境の整備は本来行政の責務である。自らの人事・労務管理の失敗を棚に上げ、十分な公費投入の議論もないまま「受益者負担」という言葉を氾濫させ、市民を「最後の支払者」として利用する論理は、不自然かつ不当である。</p> <p>③行政組織としての無策を棚に上げ、市民を「最後の支払者」として利用する論理は、誠実な行政運営とは程遠く、極めてふがいない転嫁である。については、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものとする。</p>	<p>① 教職員の長時間勤務は本市に限らず全国的な課題であり、国の働き方改革の方針を踏まえ、勤怠カードによる管理、業務の精選など、これまで業務改善の取組を進めてきました。今回の地域移行は、これまでの枠組みでは対応が困難であることから、教職員が持続可能な活動環境を整備するための制度転換として位置付けています。</p> <p>② 地域クラブは学校教育とは異なる枠組みで運営される活動であり、学校外のスポーツ・文化芸術活動と同様、一定の受益者負担が生じるものとして整理しています。行政の負担を市民へ転嫁する趣旨ではなく、公費と私費の役割分担を明確にしながら、参加費が過度にならないよう支援の在り方を検討していきます。</p> <p>地域クラブにおける指導者報酬は、クラブ運営費の一部として整理される見込みです。参加費の在り方については、過度な負担とならないよう、認定基準において明記する予定です。</p> <p>② 御指摘いただいた内容である法的位置付け、ガバナンス、受益者負担、認定制度との整合性については、基本方針段階で方向性を示しており、具体的な制度設計は今後の認定要件策定の中で整理を進めていきます。現時点で全てが確定しているわけではありませんが、基本方針策定後も情報を丁寧に公表しながら制度設計を行っていきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
9	<p>【認定制度における「教育の一環」の担保範囲の限定性と論理的破綻について】</p> <p>本方針案は、教育委員会が認定した団体のみを「教育の一環」の受け皿とする一方で、生徒が実際に入会しようとする多様な地域クラブ（既存の民間クラブ等）全てにその基準</p>		

	<p>が及ばないことを容認しており、制度設計として完全に破綻している。</p> <p>①認定を受けた一部の団体のみに「教育的意義」を求め、それ以外の受け皿（民間への分散）については監督責任を負わないとする姿勢は、生徒の安全と教育の質を等しく保障すべき教育行政の責務を放棄している。</p> <p>②特定の連盟や団体のみを便宜的に認定する「みなし審査」が疑われる現状では、認定制度そのものがガバナンスとして機能していない。</p> <p>③全ての受け皿に対して、市が等しく「教育の質」を保証できないのであれば、本方針における「部活動の教育的意義の継続」という大義名分は消失する。</p> <p>ついでには、以下の点を要請する。</p> <p>ア. 本意見の趣旨を要約・簡略化することなく、提示された論点（法的位置付け・ガバナンス・受益者負担・認定制度の整合性）に正面から回答すること。</p> <p>イ. 回答に際しては、「今後検討する」「ご意見として承る」といった論点のすり替えや抽象化による整理を行わず、本意見が指摘する具体的な制度上の問題点が、現行方針においてどのように整理されているのか、又は整理されていないのかを明示すること。</p> <p>ウ. 本基本方針（案）が前提としている政策判断（誰が責任を負い、誰が費用を負担するのか）について、行政としての明確な見解を示すこと。</p> <p>エ. 本意見は、方針決定後の運用段階ではなく、方針決定前の現段階においてこそ説明されるべき政策論点であり、これを要約処理によって曖昧化することは、市民意見募集制度の趣旨に反するものと考える。</p>	<p>① 本市が認定する地域クラブは、学校部活動の代替として教育的意義を一定程度担保するための仕組みとして位置付けています。一方で、生徒が参加する可能性のある民間クラブ全てを同一の基準で認定・監督することについては、市には現行の制度上ありません。そのため、教育委員会が一定の要件のもと認定する認定地域クラブと保護者が選択する民間の一般的な地域スポーツ・文化芸術活動を区別して整理しています。</p> <p>② 認定制度は、特定団体の便宜を図るものではなく、一定の安全基準や運営基準を満たす団体を透明な手続で認定する仕組みとして構築するものです。現時点では、認定基準の具体的内容は策定中であり、「みなし審査」に当たる仕組みではありません。</p> <p>③ 認定地域クラブのみを「部活動の代替」と位置付けるのは、学校教育意義や活動の質を担保するためです。一方、民間クラブを含めた地域全体の活動について、教育委員会が一律の基準で質の保証を行う仕組みは、制度上想定されていません。このため、認定地域クラブに関しては教育委員会が一定の質の担保を行い、それ以外の民間活動については、一般的な地域活動として保護者の判断に委ねる整理としています。</p> <p>認定基準、安全基準、費用の考え方等の詳細については、方針決定後に策定する認定基準において整理していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
10	<p>【「庁内審議（＝部長会議）」への従属と教育委員会の独立性について】</p> <p>本方針に関するパブリック・コメントの結果公表および個別回答の予定時期について照会したところ、教育委員会より「全ての【庁内審議】終了後に実施する」とのご回答がありました。</p> <p>さらに、「パブリック・コメント制度における【庁内審議】は部長会議と定められている」との説明が示されています。</p> <p>しかしながら、富士市パブリック・コメント制度実施要綱には、『庁内審議＝部長会議』とする規定は存在しません。</p>	<p>富士市パブリック・コメント制度実施要綱では、「庁内審議」を具体的に部長会議と明記しているわけではありませんが、方針案等に寄せられた意見の反映可否や文言修正の必要性について、最終的に市としての整理を行うに当たり、部長会議を庁内の正式協議の場として運用しています。そのため、パブリック・コメントの結果報告及び反映方針についても、部長会議を経て市としての整理を行う運用としております。</p> <p>教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく独立した機関であり、最終的な方針の決定は教育委員会会議におい</p>	3

	<p>第6回協議会議事録では、協議会終了後に「議会への説明および部長会議」を経てパブリック・コメントを実施し、その後、意見の反映可否を「庁内で決定」として明確に説明されています。</p> <p>教育委員会が「庁内審議＝部長会議」と位置付けている以上、本方針に関する意思決定および市民対応は、部長会議および議会説明に制度上従属していると解さざるを得ません。これは、政策内容の是非以前に、教育委員会が独立した合議制機関として意思決定しているのかという根本的問題です。本件は制度確認に関する意見であり、この従属関係をどのように正当化・整理しているのかについて、明確な説明を求めます。</p>	<p>て行いますが、市のパブリック・コメント制度の詳細な運用を定めるマニュアルにおいては、部長会議で報告及び承諾を得ることが定められています。</p>	
11	<p>【基本方針（案）における給与原資および負担構造の整理不足について】</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本基本方針では、学校側の対象を一括して『教職員』と記載している。 * しかし、【教員は静岡県費職員】、【教員以外の教職員は富士市職員】であり、給与の源泉は法令上明確に異なる。 * にもかかわらず、この「税金の財源の違い」は、本基本方針に明記されていない。 * 教員については、給特法に基づく調整額「10%の引上げ」が法令上確定しており、時間外勤務を前提とした「公的補填」が既に制度化されている。 * その一方で、本基本方針では、地域クラブ活動に関して別途「報酬」が想定されている。 * 教員以外の教職員については、『時間外勤務手当や休日勤務手当の対象』となり得るにもかかわらず、本基本方針では、これに加えて「報酬」が明記されている。 * 以上を総合すると、本基本方針は、給与原資の異なる制度を整理しないまま、複数の公費および報酬を併存させる構造となっている。 * さらに、『その報酬の原資』は、最終的に『保護者負担』とされており、『保護者』が制度上の『調整弁』として明確に位置づけられている。 <p>【質問】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. このような給与原資・負担構造について、市民が理解・検証できるだけの説明が、本基本方針に記載されているとお考えですか。 2. また、「教職員」と一括して記載した理由と、そのことによって生じる制度的影響を、どのように整理していますか。 	<p>1 本基本方針（案）は、地域移行に向けた全体方針を示すものであり、そのため、教員（県費負担）と市職員としての教職員（市費負担）との給与資金の違い、また地域クラブにおける報酬の扱いなどについて、本方針内で詳細に記載しているわけではありません。</p>	3

		<p>今後策定する認定基準の中で、制度としての整合性が確保され整理できるよう検討しています。</p> <p>2 本方針案では、地域クラブ活動に関わる可能性のある人員を大枠として示す目的から「教職員」という用語を用いています。今後、教職員が兼職兼業について教育委員会から許可を受け、又は教育委員会への届出を行うことにより、地域クラブで指導し、報酬を受けることは制度上可能と整理しています。</p>	3
12	<p>中学の統廃合により部活動を廃止された子の母親です。2025年7月末に元吉原東中女子ソフトテニス部は廃部になり、活動場所を失いました。その後は続けたい2年生3名と1年生3名でテニスコートを自費で借りて今まで練習を存続させてきました。自治体として受け皿がない状態で明確な理由もなく活動の場を失った子供達とその現在の環境の実情について発言したいと思います。現在の活動状況としては平日に2日、土曜日に3時間練習を行っています。平日は夜間で19時～21時市立テニスコートを自費(1人1回300～400円前後)で借りて送迎は各家庭で都合がつかない子は片道30分かけて徒歩で通っています。当活動の責任者である夫は週2日、この練習のために仕事の都合をつけて帰宅し練習に参加しています。土曜日は旧東中コートを利用の届け出の手続きを経て借りて練習をしています。当初は荒れ果てたコートを夏の暑い中ならして土を入れ全員で整備しました。それでもコートはボコボコでラインもほとんどが朽ち果てています。練習球も自費購入しています。練習をするにはたくさん必要になりますので計3ダース、責任者の自費で購入しました。それでも十分に足りない時もあります。球が少なくとも効率の良い練習を試行錯誤しています。夫は指導経験も競技経験も元々全くない素人です。手探りでの練習です。そんな環境でも子供達は楽しそうに練習に励んでいます。活動が学校から離れた以上、市の大会や協会主催の公式な大会にはクラブ登録しない限り出られません。他校との練習試合も現状できません。モチベーションの維持が難しい中でもソフトテニスが好きで練習を続けたいのです。今は6人で活動が続けられていますが、現2年生が3年生になっ</p>	<p>活動場所の確保や指導者不在の状況、参加費や備品の自費負担、生徒の大会参加の制約など、現在の活動環境には多くのご苦労があることを認識しました。</p> <p>現在、本市全体で部活動の地域移行に向けた受け皿づくりを進めており、各競技の地域クラブ化について、関係団体や学校と調整を行っています。</p> <p>地域移行後は、認定地域クラブとしての活動や、外部団体との連携により、大会参加や練習試合の機会を確保できるよう制度設計を進めています。ソフトテニスについても、受け皿団体の状況や必要な支援内容を把握しながら、子どもたちが継続して活動できる環境づくりを検討してまいります。</p> <p>今回お寄せいただいた、生徒の現在の困難な状況や保護者の負担実態は、地域移行の議論において大変重要な視点であると受け止めています。今後の制度設計や協議会での検討の際には、いただいた内容を踏まえ、生徒が安心して活動が続けられる環境づくりに努めてまいります。</p>	3

	<p>て練習に来られない時期に入った時、現1年生3人の活動が危うくなってしまおうという現実にも今後直面します。</p> <p>なぜこんなにやる気のある子達の活動が制限されて行き場すらなくなる可能性が出てしまうのかという疑問に私自身何度も駆られます。地域移行の情報の中でもソフトテニスの今後については市民レベルには全く聞こえてきません。</p> <p>早急にこの子達を含めて全中学生が活動場所を確保されるよう進めていただきたいです。廃部だからといってこれまで頑張ってきた競技を簡単に変えたりやめたりはできないのです。真剣に競技に取り組んでいる子供達がいる現状を知っていただき、今後の地域移行の折には十分に議論に加えていただきたく1保護者として声を上げずにはられません。</p>		
13	<p>【中学校部活動地域移行に関する基本方針（案）における受益者負担構造および子どものセグメント化・スティグマ発生について】本基本方針（案）は「方向性を示す文書」とされていますが、実態としては、制度上は教育課外に位置付けられながらも、教職員と生徒、現場の不断の努力によって「学校教育との連続性」を維持してきた中学校部活動を、地域クラブという民間の枠組みに委ねる構造転換を既定路線とする内容です。その結果として必然的に生じる経済的負担、参加機会の分断、子どもへの影響について、市民が具体的に理解できる説明は、ほとんど示されていません。</p> <p>本方針では「地域連携」「地域展開」「認定制度」といった表現が用いられ、あたかも教育の一環として部活動が継続されるかのような印象が与えられています。しかし、指導主体は教職員ではなくなり、活動の実施および継続は学校管理下を離れ、費用や運営は地域クラブに委ねられます。これは実質的に「部活動」から「お稽古事」への移行であり、現在部活動に勤しんでいる子どもたちの現実や教育的文脈を正面から扱っているとは言えません。「認定制度」が強調されていたとしても、管理主体が移行する以上、運用段階において本方針が掲げる諸要素が担保されないことへの懸念は拭えません。</p> <p>さらに問題なのは、地域移行後も「教育の一環」という表現を用い続けながら、その実、経済的・時間的条件によって参加可能な子ども</p>	<p>地域移行に伴う費用負担、参加機会、認定制度、家庭状況への配慮など、多岐にわたる重要な御指摘として受け止めています。</p> <p>認定地域クラブは学校部活動と同一の枠組みではありませんが、教育的意義を一定程度担保できるよう、認定制度を設ける方針としています。学校の管理下で行われる活動とは異なるため、行政がすべての地域クラブの活動内容・費用・運営に直接関与する仕組みではなく、教育委員会が一定の質を担保する認定地域クラブと、地域活動として保護者の判断に委ねるいわゆる民間クラブとを区分する形となっています。</p> <p>参加費を「低廉」とする具体的な水準は、本方針案では確定しておらず、地域クラブごとの活動実態によって異なることが想定されます。費用の決定権は各認定地域クラブにあります。参加費が過度な負担とならないよう、公的支援の在り方や認定基準の中で一定の方針を定める方向で検討しています。</p> <p>生活困窮家庭への配慮は必要であり、具体的な支援方法は、教育委員会において整理していく必要があると考えています。個々の家庭の経済状況に関わることであるため、今後の制度設計の中で慎重に検討していきます。</p> <p>地域移行により、家庭の状況によって参加しづらくなる懸念があることは認識しています。可能な限り多くの生徒が活動に参加でき</p>	3

もとそうでない子どもを制度的に区別する構造が内在している点です。学校部活動として実施されていた段階では、少なくとも学校という枠組みの中で参加機会の平等性が担保されてきましたが、地域移行後は、参加費、用具費、移動、保護者の送迎や拘束時間といった要素が参加可否を左右します。これは教育の名を借りながら、市民や子どもを条件によって選別する仕組みであり、教育行政として極めて慎重であるべき問題です。

また、本方針では「低廉な参加費」「生活困窮家庭への配慮」といった文言が示されていますが、費用設定や減免の判断はすべて運営団体である地域クラブに委ねられています。保護者は完全なプライステイカーであり、教育委員会は費用決定権を持ちません。この構造において「低廉」と表現すること自体、制度的裏付けを欠いたまま、費用負担に関する責任を運営主体と家庭側に転嫁していると言わざるを得ません。

そもそも、感覚的・抽象的な「低廉」という表現を用いるのではなく、方向性を示す文書であるからこそ、どのような前提・水準をもって「低廉」とするのか、その根拠を具体的に示すべきであると考えます。

さらに、本方針には「運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる」と記載されていますが、どのような手段で生活困窮家庭を把握するのかについては一切示されていません。運用段階では自己申告以外に現実的な方法はなく、昨日まで本件と無縁であった地域クラブ側が、子どもや家庭の経済状況を知る立場に置かれることとなります。

これは支援の名の下に、困窮を名乗り出ることを子どもや家庭に求める制度であり、ステイグマ（負の烙印）を制度的に生み出す構造を内包しています。

この制度設計のもとでは、経済的・時間的余裕のある家庭の子どもと、参加したくても断念せざるを得ない子どもが分断されることは不可避です。これは「選択の自由」の問題ではなく、方針そのものが生み出す必然的帰結です。

加えて、協議会議事録では、パブリック・コメント後の意見反映可否を庁内で判断し、その結果を事後的に報告するスケジュールが示されています。

一度方針が決定されれば、その後の運用は行政裁量に委ねられ、市民が関与・修正する余地は極めて限定的です。

るよう、受け皿づくりや支援のあり方について検討を進めているところです。

	<p>本基本方針は、単なる理念提示ではなく、子どもの活動機会や家庭環境に直接影響を及ぼす出発点となる文書です。「方向性だから示さない」のではなく、方向性であるからこそ、誰が・どのような条件で排除され得るのかを含め、負担・分断・影響の輪郭を市民と共有する責任があると考えます。</p> <p>以上、市民として本方針の再考を強く求めます。</p>		
14	<p>【制度設計および負担構造に関する根本的検討の要請】</p> <p>1. 「切り離さない」制度設計の不合理性 本方針（案）では、中学校部活動を学校教育から切り離すとしながらも、教育委員会は管理関与を維持し、「完全な切り離し」を行わない姿勢を明確にしている。 この中途半端な位置付けは、教育的合理性の問題ではなく、『権限と予算を手放さないための選択』と評価せざるを得ない。 制度上は教育課外活動としながら、運営・認定・関与を継続する構造は、責任の所在を曖昧にし、結果として市民・保護者に不利益を転嫁する温床となる。</p> <p>2. 教職員兼職兼業スキームと「予算の自己循環」 本方針（案）に示されている教職員の兼職兼業承認と、地域クラブ活動への予算措置の組み合わせは、教職員の働き方改革とは名ばかりであり、実態としては『教職員の報酬機会を公費で確保する仕組み』である。 それは改革ではなく『税金を用いて兼職兼業機会を制度的に確保する構造、すなわち予算の身内循環』と読み取れる。少子化が進行し『税の減収が避けられない局面』において、本来なされるべきは、 * 事業規模の縮小 * 公的関与の整理 * 民間自走への明確な移行 であるはずである。（部活動を切り離す時点で、制度上は完全な教育課外化である。にもかかわらず、「認定制度」により教育的担保を掲げている点は形骸的に映る。予算投入を前提とすることで説明が成立しているに過ぎず、結果として教育委員会による既存関与の維持を合理化しているように読み取れる。）しかし本方針（案）は、そのいずれも選択していない。</p> <p>3. 保護者の財布と時間を「前提条件」とする制度設計</p>	<p>1 地域移行は、学校部活動の全ての機能を民間に委ねるものではなく、生徒の安全確保や教育的観点について一定の関与を残す必要があると判断しています。そのため、学校教育とは異なる枠組みに移しつつも、行政として必要な基準設定や認定・支援を行う仕組みとして整理しています。これは、生徒の活動環境を急激に変化させないための政策として位置付けています。</p> <p>2 教職員の兼職兼業は、希望者が任意で関与できる選択肢として検討しているものであり、公費を用いて兼職機会を確保することを目的としたものではありません。地域クラブの運営経費や支援内容については、過度な公費負担や不適切な報酬構造が生じないよう制度設計を進めています。</p> <p>3 地域クラブが学校外活動として位置付けられることにより、一定の参加費や送迎等が必要となることは認識しています。一方で、可能な限り多くの生徒が参加しやすい環境となるよう、活動場所の確保、支援制度の検討、認定基準など、行政として対応できる部分を整理しているところです。受益者負担のあり方については、今後検討していきます。 地域移行は、少子化に伴う学校規模の変化、生徒の継続的な活動機会の確保、教職員の働き方改革など、複合的な課題への対応として国全体で進められているものです。 本市としても、生徒にとって安全で継続可能な活動環境を維持するために体制を整備していきます。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>

	安全対策講座等受けた上で外部コーチ以外だけでなく管理面でも地域の方の受け入れやシルバー人材派遣等（最低限のマニュアル作り必須）検討ができる制度の改善検討を希望します。	最低限の運営マニュアルの整備など、各団体での体制づくりを促すことを認定制度等に反映する方向で検討しています。シルバー人材センター等の活用可能性についても、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。	
16	<p>運営団体（当面は富士市教育委員会）が実施主体を認定する仕組みとなっている。団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定めると記載されている。</p> <p>1. ここで言う「団体」とは実施主体の事を指すのか。</p> <p>2. 運営団体が「認定基準を別に定める」とはどういう意味か。</p> <p>3. 運営団体が民間となる事はあり得ないのか。民間が担った場合、現在の公教育の「部活動の教育的意義」が担保される根拠が基本方針には明示されていないが、どのような仕組みで担保されるのか。</p> <p>4. 実施主体が、仮に野球連盟のように加盟チームが複数ある場合、各加盟チームは野球連盟と同じ「認定要件」を具備するのか。審査実施主体は富士市教育委員会か。</p> <p>5. そうでない場合「部活動の教育的意義」が必ず担保される根拠が無くなるが如何か。</p>	<p>1 本方針案における「団体」は、地域クラブの運営を実施する主体を指しています。したがって、地域クラブとして活動する実施主体そのものを「団体」と表現しています。</p> <p>2 認定基準は、基本方針が定められた後に、教育委員会が具体的な基準（安全管理、人員配置、活動時間、運営体制等）を具体的に示すための文書を作成するという意味です。基本方針では方向性を示し、具体的な要件は今後策定する認定基準において示します。</p> <p>3 地域クラブの運営団体が民間団体となることも考えられます。教育的意義の担保については、運営団体が民間であっても、認定基準に基づき審査・認定を行うことで、一定の教育的観点、安全性、適切な運営が確保される仕組みとなります。</p> <p>4 加盟チームが複数ある場合でも、地域クラブとして活動する各チームが、認定基準に沿って要件を満たす必要があります。認定審査は富士市教育委員会が実施します。</p> <p>5 教育的意義は認定クラブとして位置付ける場合に担保されるものであり、認定を受けない一般の民間活動については、学校部活動に代わる活動としての位置付けにはなりません。したがって、認定を受け、認定基準を満たす必要があります。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p>
17	<p>1. 地域移行後の大会の扱いや、登録などの方針がわからないので、部活やクラブチームをどうやって選択すれば良いかわからない。決まったことは、早めに公表してほしい。また、地域クラブの活動内容に関する情報に誰でもアクセスできるようまとめサイトを作成するなど、情報の一元化をお願いしたい。</p> <p>2. 保護者の送迎ができない子どもは活動の選択肢が狭まってしまう。家庭環境などのバックグラウンドで選択肢に格差が広がることを懸念している。公共交通でアクセスでき</p>	<p>1 各種・活動団体や活動内容等については随時公表し、生徒の希望によって活動を選択できるようにしていきます。また、決定事項についてはウェブサイト等で誰もが閲覧できるよう検討していきます。</p> <p>2 学校施設の有効利用や公共交通でアクセスしやすい施設の活用など、子どもたちが通いやすい環境づくりについて引き続き検討してまいります。また、移動手段の確保についても、可能な方策を関係機関と協議してまいります。</p>	<p>3</p> <p>3</p>

	<p>る場所で活動したり、循環バスを走らせるなど子ども自身で活動場所にアクセスできるよう工夫や配慮をお願いします。</p> <p>3. 今までの運動や文化活動以外に地域の特性や企業、資源、文化を活かした活動などができると良いと思う。</p> <p>4. 部活は、技能の他、チームワークや体力作り、生涯の友だちとの出会いなどを得られる貴重な場だと思う。最近、放課後はスマホやゲームに費やす子ども多いと聞くが、学校の授業とは、また違う学びを得られると思うので子どもたちにとって魅力的な活動や場が増えることを期待しています。</p> <p>5. どんな指導をできる人がいるのか、指導者のデータベースを作成しても良いと思う。本人が安心して参加できて、保護者も安心して子どもを任せられるよう情報収集できる体制が整うと良い。指導者のやりがい搾取にならないような行政のサポートも検討をお願いします。学校と地域と行政、子ども達とが対話しながら、ベストな方法を構築していけると良いと思います。</p>	<p>3. 地域の特性や企業、文化資源を活かした多様な活動を取り入れることは、地域移行の大きな可能性の一つであると認識しております。今後、地域団体や企業、文化施設などとの連携を進め、従来のスポーツ・文化芸術活動に加えて、地域ならではの学びや体験が提供できるよう検討してまいります。</p> <p>4. 部活動が技能の向上だけでなく、チームワークや体力づくり、仲間との関係づくりなど、学校生活において大切な役割を果たしてきたことは、十分に認識しております。地域移行後も、子どもたちが授業とは異なる学びや体験を得られる魅力的な活動の場を確保できるよう、地域団体や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。また、多様な活動を選択できる環境づくりを進めることで、放課後の充実にもつなげたいと考えております。</p> <p>5. 指導者の情報を把握・共有しデータベース化するサポーター制度を検討し準備を進めているところです。子どもが安心して参加でき、保護者も信頼して任せられる環境づくりを関係機関と協議を進めてまいります。また、指導者の負担が過度にならないよう、サポート体制のあり方についても、引き続き検討してまいります。</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>2</p>
--	---	---	----------------------------

富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、富士市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 富士市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保証に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。
- (8) 暴力団、反社会勢力と関係を有しないこと。
- (9) 宗教、政治的活動を行わないこと。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、富士市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」の趣旨を踏まえ別に定める。

（認定申請）

第3条 富士市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、富士市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（第1号様式。以下「誓約書兼申請書」という。）、富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書（第2号様式）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を富士市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に提出することにより行うものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 教育委員会は、前条第1項に規定する申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件に適合すると認めるときは、これを認定するものとする。

2 富士市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に従い地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされる地域クラブ活動は、「富士市認定地域クラブ活動」と呼称する。

（認定又は不認定の通知）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、富士市認定地域クラブ活動認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、富士市認定地域クラブ活動不認定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 富士市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 富士市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに富士市認定地域クラブ活動変更の届出書（第5号様式）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第8条 富士市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに富士市認定地域クラブ活動休止の届出書（第6号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 富士市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに富士市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（第7号様式）により富

士市教育委員会教育総務課に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、富士市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 富士市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、第10条の規定により認定を取り消したときは、富士市認定地域クラブ活動認定取消通知書（第8号様式）により、富士市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(富士市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、富士市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(富士市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、富士市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（宛先） 富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

富士市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 富士市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 富士市教育委員会教育総務課からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 人（うち、中学生 人）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約又は会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施 主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 市（区町村）が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- 原則、富士市部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とすること。生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動としていること。
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じ、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないものとするとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

- 市（区町村）が定める研修を受講し、市（区町村）に登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市（区町村）、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
 - ・団体の目的
 - ・（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること。
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 市（区町村）が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状

況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

⑧ 反社会的関与及び宗教・政治的活動を行わないこと。

- 暴力団、反社会勢力と関係を有しないこと。
- 宗教、政治的活動を行わないこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

(宛先) 富士市教育委員会教育長

団体名
代表者氏名

第 号
年 月 日

様

富士市教育委員会
教育長

富士市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動の認定申請について、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

第 号
年 月 日

様

富士市教育委員会
教育長

富士市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、富士市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

年 月 日

（宛先）富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで富士市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 変更事項

3 変更年月日 年 月 日

4 変更内容 (新)

(旧)

5 変更の理由

年 月 日

（宛先）富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで富士市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間
- 3 休止の理由

年 月 日

（宛先）富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動認定取消し申出書

年 月 日付けで富士市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定により下記のとおり富士市認定地域クラブ活動の認定の取消しを申し出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

第 号
年 月 日

様

富士市教育委員会
教育長

富士市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで富士市（区町村）認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの理由

(参考) 認定地域クラブ活動指導者の登録に当たって御活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書 (例)

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏名		年齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住所					
連絡先	TEL : 日中連絡可能な電話番号を記載 E-mail :				
勤務先	勤務先名称 : 勤務先住所 :				
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了承済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	<input type="checkbox"/> 〇〇クラブ <input checked="" type="checkbox"/> ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
	指導団体・年数	<input checked="" type="checkbox"/> ××クラブ <input checked="" type="checkbox"/> ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域	<input type="checkbox"/> 都道府県・市・区・町・内全域 <input type="checkbox"/> ●●地区 <input type="checkbox"/> ●●地域				
指導可能時間帯	<input type="checkbox"/> 土曜午前 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 日曜午前 <input type="checkbox"/> 日曜午後 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 平日 (●●●●曜日の●●:●●～●●:●●)				
応募動機					

受益者負担について

受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）	
<p>設定に当たっての基本的な考え方</p> <p>① <u>学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額</u>として、<u>適正な水準</u>とすること。</p> <p>② 家庭の経済状況に関わらず、<u>希望する生徒が幅広く参加</u>できるよう留意すること。</p> <p>③ <u>公的負担とのバランス、持続可能な運営</u>に留意すること。</p> <p>④ <u>地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量</u>を過度に縛らないこと。</p> <p>⑤ <u>地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額</u>などのデータを十分に踏まえること。</p>	
<p>受益者負担の目安の示し方</p> <p>● 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「<u>参加費</u>」（<u>用具代等の実費は含まない</u>）の<u>目安を示す</u>。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定</p> <p>● 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、<u>各競技種目等に共通の一般的な目安を示す</u>。</p> <p>● 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、<u>一定の幅を持って参加費の目安を示す</u>。</p>	
<p> 具体的な金額の水準等については、引き続き検討。</p>	

「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進等に関する調査研究協力者会議開催資料より」

- 1 国の提示した費用の目安（令和 7 年 12 月 26 日）
国は月 4 回程度の活動で、月額 1,000 円～3,000 円程度を目安として提示
- 2 富士市としての受益者負担額の考え
令和 7 年度の実証的モデル事業において、参加費 1 回 1,000 円の設定が多く、この額で参加者も集まっていることから、参加費設定の目安だと考える。また、実証的モデル事業の参加費アンケートでは、1 か月（月 4 回）の会費は 1,000 円～4,000 円程度が多かった。
- 3 1, 2 のことから、富士市の参加費の考えとして、以下の 3 点の考えを示す

- | |
|--|
| <p>(1) 参加費の設定金額は、1 か月 4 回実施の場合に 1,000 円～4,000 円程度を設定の目安とする。
ただし、実施方法、参加者数、指導者数等により金額が増額になる場合も可能。</p> <p>(2) 参加費金額については、認定申請時に①参加者人数、②指導者人数、③会場費等を確認審査し、適正な金額と認めた団体を認定する。</p> <p>(3) 実施主体が定める参加費については、認定時に、及び活動開始後も運営団体が確認していく。</p> |
|--|

<参考>

R7年度実証的モデル事業 参加費アンケートより

休日（土、日、祝日）に学校での部活動に代わりとして、毎週継続して行われるようになり、指導料や会場費などを会費として支払うことになった場合、1か月（4回分とする）の会費はいくらぐらいが適切だと思いますか。

種目・活動	1,000円未満	1,000円～2,000円	2,001円～3,000円	3,001円～4,000円	4,001円～5,000円	5,000円以上	分からない
3×3							
K-POPダンス	0%	12%	12%	53%	24%	0%	0%
K-POPダンス	0%	25%	17%	42%	8%	0%	0%
K-POPダンス	10%	20%	20%	30%	10%	10%	0%
K-POPダンス	0%	50%	10%	20%	0%	0%	20%
国際観光部							
WEB開発	0%	33%	0%	33%	33%	0%	0%
宇宙科学	40%	0%	20%	40%	0%	0%	0%
バスケットボール	11%	22%	33%	22%	11%	0%	0%
バスケットボール	13%	25%	38%	25%	0%	0%	0%
陸上教室	6%	56%	19%	8%	0%	0%	8%
卓球	0%	0%	33%	50%	0%	17%	0%
卓球	0%	18%	18%	28%	27%	0%	9%
現代アート	0%	52%	30%	9%	0%	0%	0%
吹奏楽							
和太鼓							
ゴルフ							

地域クラブ活動に関する認定制度における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項

別紙 1

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※¹ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日进行。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定される。週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※³

※¹ 日本版DBSの活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙2を参照。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市区町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

別紙 2

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市区町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

(1) 対象となる研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

(2) 研修の内容・実施方法

研修内容については、P17「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市区町村等に対して登録申請書及び4. (2) の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市区町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3. (1) ②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市区町村等に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市区町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市区町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市区町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の3.（5）に記載の経過措置を参照

8. 不適切行為への対応

（1）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

（2）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導 （適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校 との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

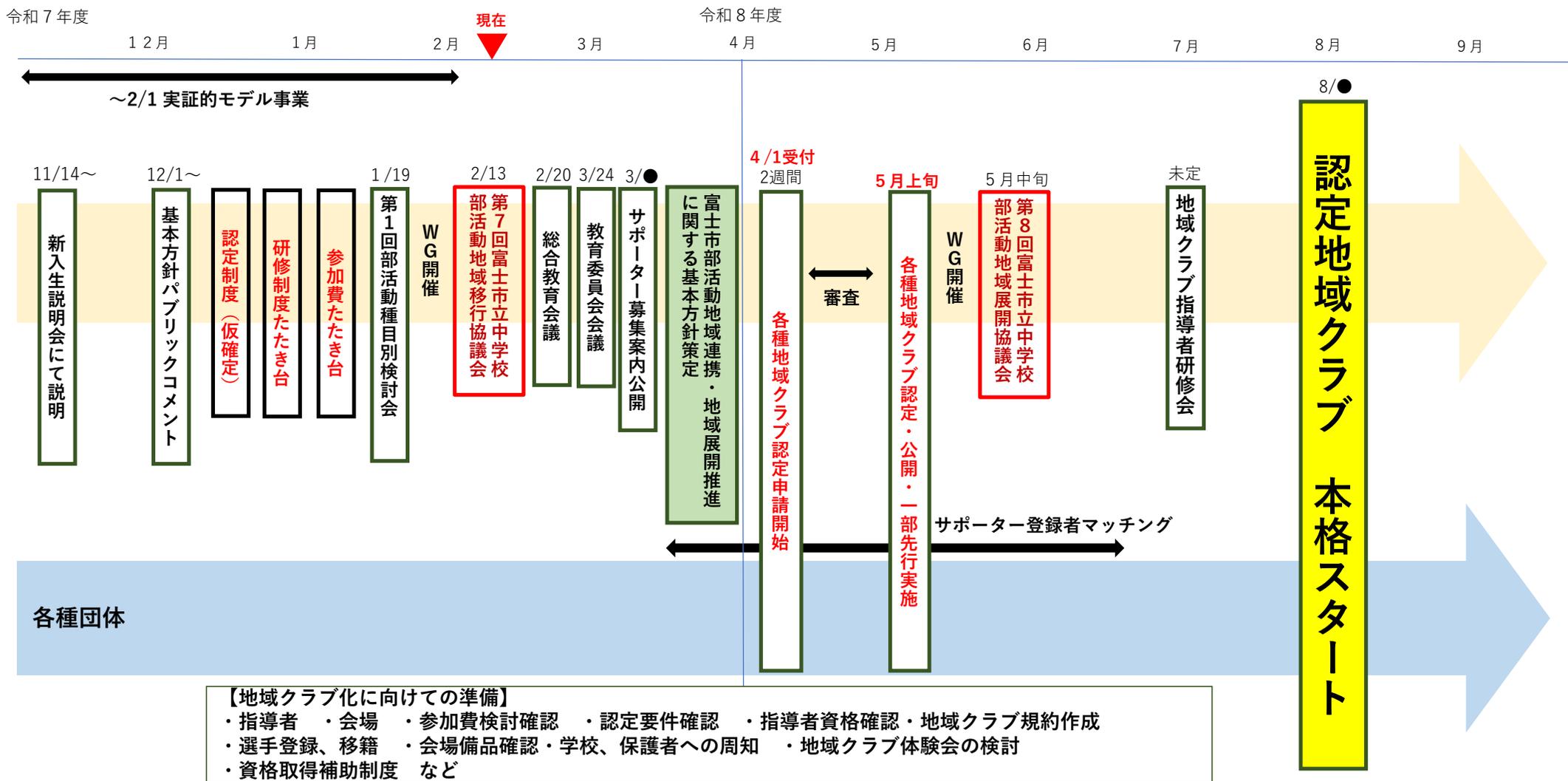
※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

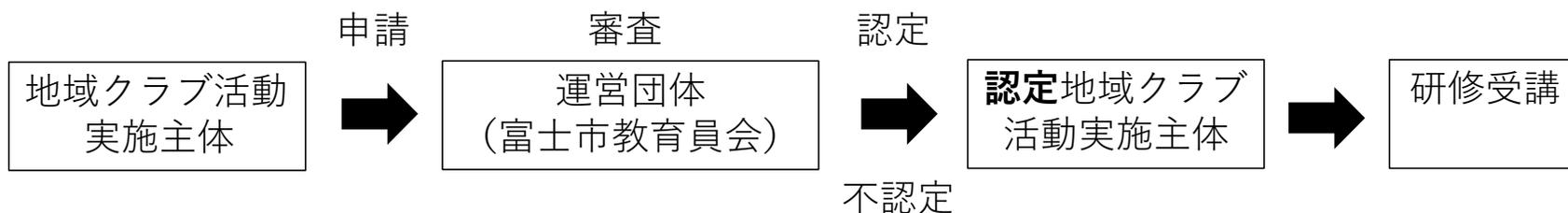
認定地域クラブ本格スタートまでのスケジュール（案）

資料 7



認定について（案）

令和8年度8月までの認定から研修までの流れ



令和8年度 認定審査時期

○一次募集 4月前半2週間
認定審査 4月後半2週間

団体認定 5月1日～
WEB公開

活動開始 一部5月先行実施
中体連以降8月～

○二次募集 7月前半2週間
認定審査 7月後半2週間

団体認定 8月1日～
WEB公開

活動開始 8月1日～

○三次募集 10月前半2週間
認定審査 10月後半2週間

団体認定 11月1日～
WEB公開

活動開始 11月1日～

入学説明会
R9年度実施の地域クラブ説明

○四次募集 1月前半2週間
認定審査 1月後半2週間

団体認定 2月1日～
WEB公開

活動開始 2月1日～